

だい じ だいせん し しょう しゃけいかく
第 4 次 大 仙 市 障 がい 者 計 画

だい き だいせん し しょう ふくしけいかく
第 7 期 大 仙 市 障 がい 福 祉 計 画

だい き だいせん し しょう じ ふくしけいかく
第 3 期 大 仙 市 障 がい 児 福 祉 計 画

あん
(案)

れいわ ねんど れいわ ねんど
令 和 6 年 度 ~ 令 和 1 1 年 度

だい せん し
大 仙 市

しちょう
市長あいさつがはいります。

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の背景と趣旨	1
(1)	計画策定の背景	1
(2)	計画策定の趣旨	2
(3)	障がい者施策の変遷	3
2	計画の位置付けと期間	4
(1)	計画の位置付け	4
(2)	計画の期間	5
3	計画の対象者	5
4	計画の進行管理	5
(1)	計画の普及・啓発	5
(2)	計画の推進体制	6
(3)	計画の進捗管理と評価	6
(4)	SDGsの理念に沿った計画の推進	6

第2章 計画の基本的な考え方

1	計画の基本理念	7
2	計画の基本目標	8
3	計画の基本方針	8
(1)	障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援	8
(2)	障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等	9
(3)	入所施設から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、 就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備	9
(4)	地域共生社会の実現に向けた取組	9
(5)	障がい児の健やかな育成のための発達支援	10
(6)	障がい福祉人材の確保・定着	10
(7)	障がい者等の社会参加を支える取組定着	10

(8) 障がい福祉サービスの提供体制の確保	10
(9) 相談支援の提供体制の確保	11
(10) 障がい児支援の提供体制の確保	11

第3章 障がい者等を取り巻く現状

1 大仙市の人口の構成と推移	12
2 障がい者等の状況	13
(1) 身体障がい者	13
(2) 知的障がい者	16
(3) 精神障がい者	18
(4) 難病患者等	20
3 地域資源の状況	23
(1) 障がい福祉サービス提供事業所	23
(2) 地域生活支援事業提供事業所	23

第4章 施策の体系

1 施策の分野	24
2 施策の体系	26

第5章 施策の展開

施策分野1 障がいに対する理解促進・差別の解消	27
施策分野2 権利擁護の推進等	30
施策分野3 情報の取得利用と意思疎通支援の充実	33
施策分野4 安全・安心な生活環境の整備	35
施策分野5 障がい福祉サービス等の充実	38
施策分野6 保健・医療等の推進	56
施策分野7 障がい児の育成支援・教育の推進	58
施策分野8 雇用・就業、経済的自立の支援	61
施策分野9 生きがいのある生活支援	64

第6章 障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援の提供体制の確保に係る目標

1	第7期大仙市障がい福祉計画・第3期大仙市障がい児福祉計画の成果目標	66
(1)	福祉施設の入所者の地域生活への移行	66
(2)	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	67
(3)	地域生活支援の充実	68
(4)	福祉施設から一般就労への移行等	69
(5)	障がい児支援の提供体制の整備等	71
(6)	相談支援体制の充実・強化等	72
(7)	障がい福祉サービス等の質を向上させる ための取組に係る体制の構築	72

第7章 障がい福祉サービス等の見込み量

1	自立支援給付	73
(1)	訪問系サービス	73
(2)	日中活動系サービス	74
(3)	居住系サービス	76
(4)	相談支援	76
(5)	障がい児通所支援	77
(6)	障がい児相談支援	77
2	地域生活支援事業	78

資料編

1	大仙市福祉関係計画等審議委員会条例	79
2	大仙市福祉関係計画等審議委員会条例施行規則	81
3	大仙市福祉関係計画等審議委員会委員	83
4	大仙市福祉関係計画等審議委員会障がい部会委員	84

「障害」と「障がい」の表記について
 本計画書では、法律等の名称、条文の引用につきましては、従前どおり漢字で表記し、それ以外
 の場合はひらがな表記としています。
 このため、本計画では「害」と「がい」の字が混在する表現となっています。

1 計画策定の背景と趣旨

(1) 計画策定の背景

- ・ 国においては、平成19（2007）年に、障がい者の権利の実現のための措置などを規定した「障害者の権利に関する条約」（以下本章では「障害者権利条約」という。）に署名して以来、批准に向けた国内法の整備を始めとする取組を進め、平成26（2014）年1月に批准されました。
- ・ 「障害者権利条約」の批准に向けた国内法整備の一環として、平成23（2011）年「障害者基本法」（昭和45年法律第84号）の改正では、障がい者の定義が見直され「障害者権利条約」が採用する「社会モデル」の考え方や「合理的配慮」の概念が新たに取り入れられました。
- ・ 国では、この障害者基本法に基づき「障がい者基本計画」を策定し、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の方向性を示しています。

(2) 計画策定の趣旨

- ・本市では、平成18（2006）年に「大仙市障がい者計画」、「大仙市障がい福祉計画」を策定し、以降、総合的、計画的に障がい者施策に取り組んできました。
- ・平成30年3月に策定した「第3次大仙市障がい者計画」、令和3年3月に策定した「第6期大仙市障がい福祉計画・第2期大仙市障がい児福祉計画」が令和6年3月末には計画期間が終了することから、障がい者施策を巡る最近の動向や、本市の障がい者等を取り巻く現状、これまでの取組の成果と課題を踏まえ、今後の障がい者施策の方向性を定めるための新たな指針として「第4次大仙市障がい者計画」、「第7期大仙市障がい福祉計画」、「第3期大仙市障がい児福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

(3) 障がい者施策の変遷

ねんびょう 年表	めいしやう 名称	びこう 備考
H19 (2007) 9月	こくれん しょうがいしゃけんりじやうやく しょうめい 国連「障害者権利条約」に署名	
H23 (2011) 6月	しょうがいしゃぎやくたいぼうしほう こうふ 「障害者虐待防止法」公布	ねん がつせこう H24年10月施行
8月	かいせいしょうがいしゃきほんほう こうふ せこう 「改正障害者基本法」公布・施行	
H24 (2012) 6月	かいせいじどうふくしほう せこう 「改正児童福祉法」施行	しょう じつうしよしえん しょう 障がい児通所支援、障 がい児相談支援創設
	しょうがいしゃそうごうしえんほう こうふ 「障害者総合支援法」公布	ねん がつせこう H25年4月施行
	しょうがいしゃゆうせんちやうたつすいしんほう こうふ 「障害者優先調達推進法」公布	ねん がつせこう H25年4月施行
H25 (2013) 6月	かいせいしょうがいしゃこようそくしんほう こうふ 「改正障害者雇用促進法」公布	ねん がつせこう H28年4月施行
	かいせいせいしんほけんふくしほう こうふ 「改正精神保健福祉法」公布	ねん がつせこう H26年4月施行
	しょうがいしゃさべつかいしやうほう こうふ 「障害者差別解消法」公布	ねん がつせこう H28年4月施行
H26 (2014) 1月	しょうがいしゃけんりじやうやく こうふ 「障害者権利条約」公布	がつはつこう 2月発効
H28 (2016) 6月	かいせいしょうがいしゃそうごうしえんほう こうふ 「改正障害者総合支援法」公布	ねん がつせこう H30年4月施行 じりつせいかつえんじよ 自立生活援助 しゅうろうていちゃくしえん そうせつ 就労定着支援 創設
R3 (2021) 6月	かいせいしょうがいしゃさべつかいしやうほう こうふ 「改正障害者差別解消法」公布	ねん がつせこう R6年4月施行 じぎやうしや ごうりてきほいりよ 事業者による合理的配慮 の提供の義務化
R4 (2022) 5月	しょうがいしゃじやうほう 「障害者情報アクセシビリティ・コミ ュニケーション施策推進法」公布・施行	
6月	かいせいじどうふくしほう こうふ 「改正児童福祉法」公布	ねん がつせこう R6年4月施行 しょう じにゅうしよしせつ 障がい児入所施設の22 さい にゅうしよけいぞくかのう 歳までの入所継続可能、 じどうはつたつしえん 児童発達支援の るいけいいちげんか 類型一元化
12月	しょうがいしゃそうごうしえんほうとういちがいせい こうふ 「障害者総合支援法等一部改正」公布	ねん がつせこう R6年4月施行 ちいきせいかつ しえんたいせい 地域生活の支援体制の じゅうじつ たよう しゅうろう 充実、多様な就労二一 ズに対する支援

2 計画の位置付けと期間

(1) 計画の位置付け

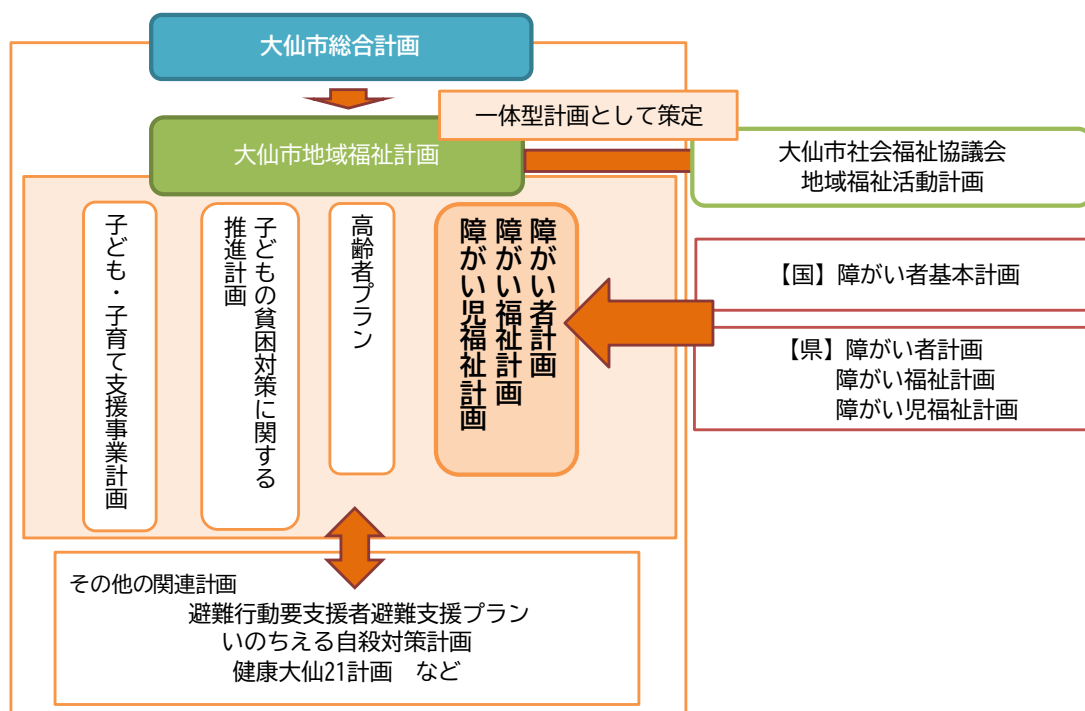
「第4次大仙市障がい者計画」は、障害者基本法第11条第3項に基づき策定されるもので、市の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進していくための計画です。

「第7期大仙市障がい福祉計画」は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）第88条第1項に基づき、また「第3期大仙市障がい児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20第1項に基づき、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業のサービスを提供するための基本的な考え方やサービス量確保のための方策等を定める計画です。

本計画はこれら3つの性格を併せ持つ計画として策定します。

なお、本計画の策定にあたっては、上位計画である国の「第5次障がい者基本計画」、県の「第2次障がい者計画」、本市の上位計画である「大仙市第2次総合計画」や福祉関係の上位計画である「大仙市第5次地域福祉計画」とも整合性を図り施策を推進していきます。

計画の位置付け



(2) 計画の期間

本計画の期間については、令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間とします。

ただし、計画策定から3年経過時点で必要に応じて見直しを行います。

計画期間

計画期間	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
障害者基本法	第3次障がい者計画			第4次障がい者計画 第7期障がい福祉計画 第3期障がい児福祉計画					
障害者総合支援法	第6期障がい福祉計画 第2期障がい児福祉計画								
児童福祉法									

3 計画の対象者

障害者基本法では、「障害者」とは、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」（以下「障がい者等」という。）と明示されおり、本計画の対象者は、市内の障がい者等すべてとします。

また、障がいの有無にかかわらず、すべての市民の方々の計画実現に向けた積極的な取り組みを期待するものです。

4 計画の進捗管理

(1) 計画の普及・啓発

本計画の推進にあたっては、市民の理解が重要であり、本計画を公表し、計画内容の周知を行うほか、関係機関や障がい者団体等と連携し、計画に対する理解が得られるよう働きかけます。

(2) 計画の推進体制

本計画に掲げた施策を総合的かつ計画的に推進し、障がい者等が地域で安心して自立した生活をおくることができるまちづくりを目指していくため、行政機関のほか、当時者団体、福祉サービス事業者、各分野における関係機関等と連携し取組を進めます。

(3) 計画の進捗管理と評価

本計画を着実に実施できるよう、施策の実施状況や数値目標の達成状況を点検・評価し大仙市福祉関係計画等審議委員会や大仙市地域自立支援協議会の意見を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行っていきます。

(4) SDGsの理念に沿った計画の推進

本市は、SDGsの達成に向けて優れた取組を提案した自治体の一つとして、令和4年度「SDGs未来都市」に選定されています。本計画においても、SDGsの目標達成に資するよう、意識して施策に取り組む必要があります。






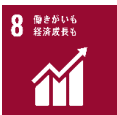


SDGsとは、「Sustainable Development Goals」

の略称であり、平成27（2015）年9月の国連サミットにおいて採択された国際

目標です。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を

目指す世界共通の目標であり、令和12（2030）年を達成年限として、17のゴールと

169のターゲットから構成されています。

	もくひょう ひんこん 目標 1：貧困をなくそう
	もくひょう ひと けんこう ふくし 目標 3：すべての人に健康と福祉を
	もくひょう しつ たか きょういく 目標 4：質の高い教育をみんなに
	もくひょう はたら けいざいせいちょう 目標 8：働きがいも経済成長も
	もくひょう す つづ 目標 11：住み続けられるまちづくりを
	もくひょう きこうへんどう ぐたいてき たいさく 目標 13：気候変動に具体的な対策を

だい しょう けいかく きほんてき かんが かた 第2章 計画の基本的な考え方

1 けいかく きほんりねん 1 計画の基本理念

「ともに助け合い支え合い安心して自立した 生活をおくることができるまち」

ほんし しみん ぎょうせい すいしん きほんりねん たす
 本市では、市民と行政がともにまちづくりを推進していくための基本理念を「ともに助
 け合い支え合い安心して自立した生活をおくることができるまち」と設定します。この基本
 理念は、第3次大仙市障がい者計画の基本理念を継承したもので、すべての人がお互いの
 じんけん そんちよう たす あ ささ あ しょう しゃどう あんしん じりつ せいかつ
 人権を尊重し、ともに助け合い、支え合い、障がい者等が安心して自立した生活をおくる
 ことができるようなまちづくりをめざします。

2 計画の基本目標

本計画の基本理念を実現するため、3つの基本目標を設定します。

基本目標 1

みんなで支え合うまちづくり

障がいの有無にかかわらず、相互に人格を尊重し支え合うまちを目指します。

基本目標 2

安心して暮らせるまちづくり

身近な場所で必要な福祉サービス等の提供が受けられ、災害時の避難体制が整備されているまちを目指します。

基本目標 3

自分らしく暮らせるまちづくり

地域で自立した生活ができ、自らのライフスタイルを実現することができるまちを目指します。

3 計画の基本方針

本計画の基本理念、基本目標を実現するため、次の基本方針に基づき、障がい者等が身近な場所において、必要な日常生活又は社会生活を営むための支援が受けられ、社会参加の機会の確保が図られるよう施策を実施していきます。

(1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会実現のため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、その自立と社会参加の実現を図っていきます。

(2) 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等

障がい者等が、障がい種別や居住地域にかかわらず、必要なサービスが受けられることができるよう提供体制を確保します。

また、発達障がい及び高次脳機能障がいを有する障がい者並びに難病患者等についても、障がい福祉サービスの活用が促されるよう、給付の対象となる旨の周知を図ります。

(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、

就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

地域生活を希望する障がい者等が地域での生活を継続できるよう、必要な障がい福祉サービスによる常時の支援体制を確保します。

また、障がい者等の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能等をもつ地域生活支援拠点等の機能強化を図るとともに、相談支援を中心とした、学校から卒業、就職、親元からの自立等の生活環境の変化に合わせ、継続した支援を実施していきます。

なお、地域生活支援拠点等の機能強化に当たっては、必要なサービスのコーディネーター、相談などの支援を行う、大仙市基幹相談支援センター及び各相談支援事業所と連携を図りながら進めます。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域共生社会の実現のため、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を柱として、世代や、介護、障がい、子ども、生活困窮などの分野に関わらず地域住民を広く対象とする、重層的支援体制整備事業（「つながる・ささえる」ネットワーク整備事業）※を推進し、地域における複雑・複合化した支援ニーズに包括的に対応していきます。

※大仙市では、事業名を「つながる・ささえる」ネットワーク整備事業とし実施します。

(5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児及びその家族のライフステージに沿って、保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等を含めた関係者がチームとなって支援を行うことができるよう、関係機関の連携を図り、サービスの適切な利用につなげていきます。

(6) 障がい福祉人材の確保・定着

安定的な障がい福祉サービス等の提供のため、専門性を高めるための研修の実施や多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場の魅力を発信するとともに、職場環境の整備や、ICT・ロボットの導入による事務負担の軽減等に関係者が協力して取り組んでいきます。

(7) 障がい者等の社会参加を支える取組定着

障がい者等の地域社会への参加促進のため、文化芸術活動や健康づくりを推進し、いきいきと健康的に暮らすことができる地域を目指します。
また、障がいの特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等を進めます。

(8) 障がい福祉サービスの提供体制の確保

障がい福祉サービスについては、地域で必要とされる訪問系サービスや、希望する障がい者等に対し日中活動系サービスを保障するとともに、地域における居住の場としてのグループホームの充実を図ります。
また、強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者並びに難病患者に対して、障がい福祉サービスにおいて適切な支援ができるよう、支援体制の整備を進めます。

(9) 相談支援の提供体制の確保

相談支援の中核機関となっている、大仙市基幹相談支援センターにおいて、地域の相談支援事業者の人材育成や、各相談支援事業者への訪問等による専門的な指導、助言等を行い、相談支援体制の充実・強化を図ります。

また、地域自立支援協議会における個別事例の検討等を通じ、課題を踏まえて、地域における支援体制整備の取組を進めます。

(10) 障がい児支援の提供体制の確保

障がい児については、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図り、障がい児及びその家族に対し、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を提供する体制の確保を図ります。また、通所によって障がい児を支援する場の充実を図ります。



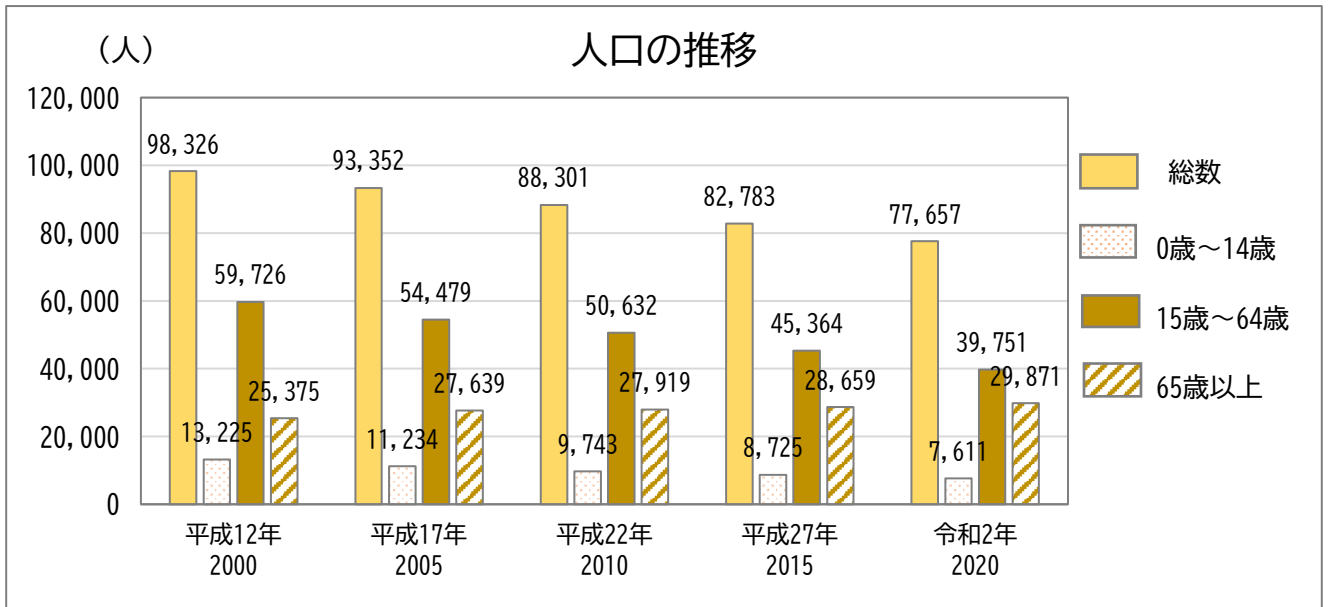
1 大仙市の人口の構成と推移

本市の人口動態は、減少傾向を示しています。人口構成は、少子高齢化の進展を示しており、平成12年から令和2年までの年齢別人口及び構成は、0歳から14歳までの年少人口は13,225人（構成率13.5%）から7,611人（構成率9.8%）に、15歳から64歳までの生産年齢人口は59,726人（構成率60.7%）から39,751人（構成率51.2%）に減少。一方、65歳以上の老年人口は25,375人（構成率25.8%）から29,871人（38.5%）に増加しています。

人口構成と推移

区分	平成12年 2000	平成17年 2005	平成22年 2010	平成27年 2015	令和2年 2020
総数 (A)	98,326	93,352	88,301	82,783	77,657
0歳～14歳 (B)	13,225	11,234	9,743	8,725	7,611
15歳～64歳	59,726	54,479	50,632	45,364	39,751
65歳以上 (C)	25,375	27,639	27,919	28,659	29,871
若年者比率 (B/A)	13.5	12.0	11.0	10.5	9.8
高齢者比率 (C/A)	25.8	29.6	31.6	34.6	38.5

資料：国勢調査



2 障がい者等の状況

(1) 身体障がい者

令和4年度末現在における身体障がい者手帳所持者は、4,103人で平成30年度に比べて576人減少しています。所持者全体としては減少しているものの、児童については、令和4年度に増加に転じ、令和4年度末現在で44人となっています。

障がい種別では、肢体不自由が2,458人と最も多く、全体の約60パーセントを占めています。次いで内部障がい者が1,068人で約26パーセントとなっています。

身体障がい者手帳所持者数

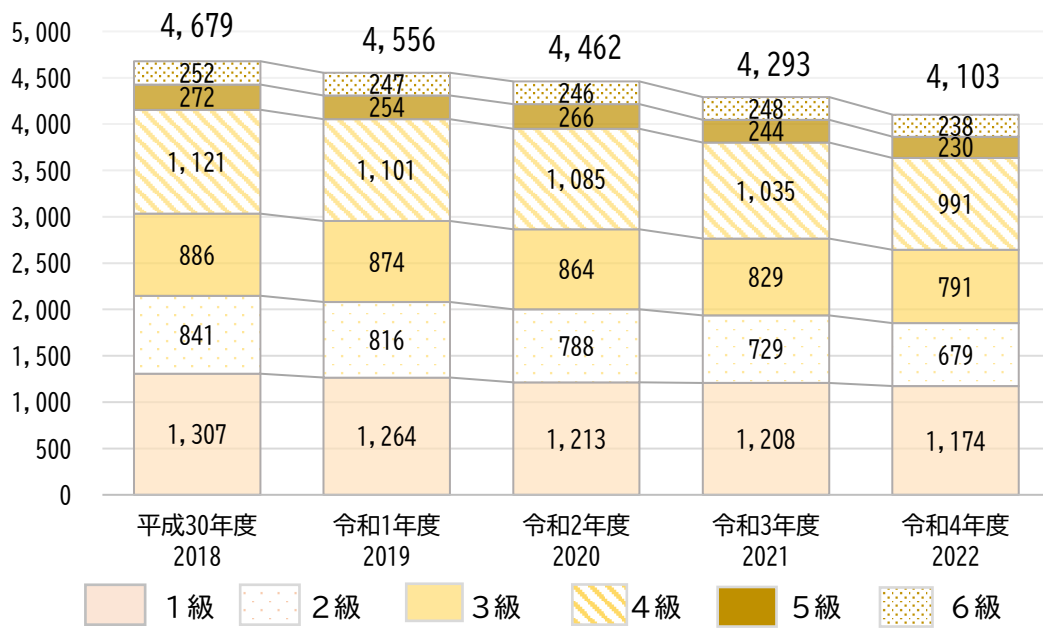
ねんど とうきゅう 年度/等級	1 きゅう 級	2 きゅう 級	3 きゅう 級	4 きゅう 級	5 きゅう 級	6 きゅう 級	ごう けい 合計
へいせい ねんど 平成30年度 2018	1,307(16)	841(17)	886(4)	1,121(7)	272(1)	252(2)	4,679(47)
れいわ ねんど 令和1年度 2019	1,264(19)	816(14)	874(6)	1,101(3)	254(1)	247(3)	4,556(46)
れいわ ねんど 令和2年度 2020	1,213(17)	788(13)	864(3)	1,085(4)	266(1)	246(3)	4,462(41)
れいわ ねんど 令和3年度 2021	1,208(19)	729(11)	829(3)	1,035(2)	244(1)	248(5)	4,293(41)
れいわ ねんど 令和4年度 2022	1,174(18)	679(13)	791(3)	991(2)	230(1)	238(7)	4,103(44)

※括弧内の数字は18歳未満の人数

資料：社会福祉課（各年度3月31日現在）

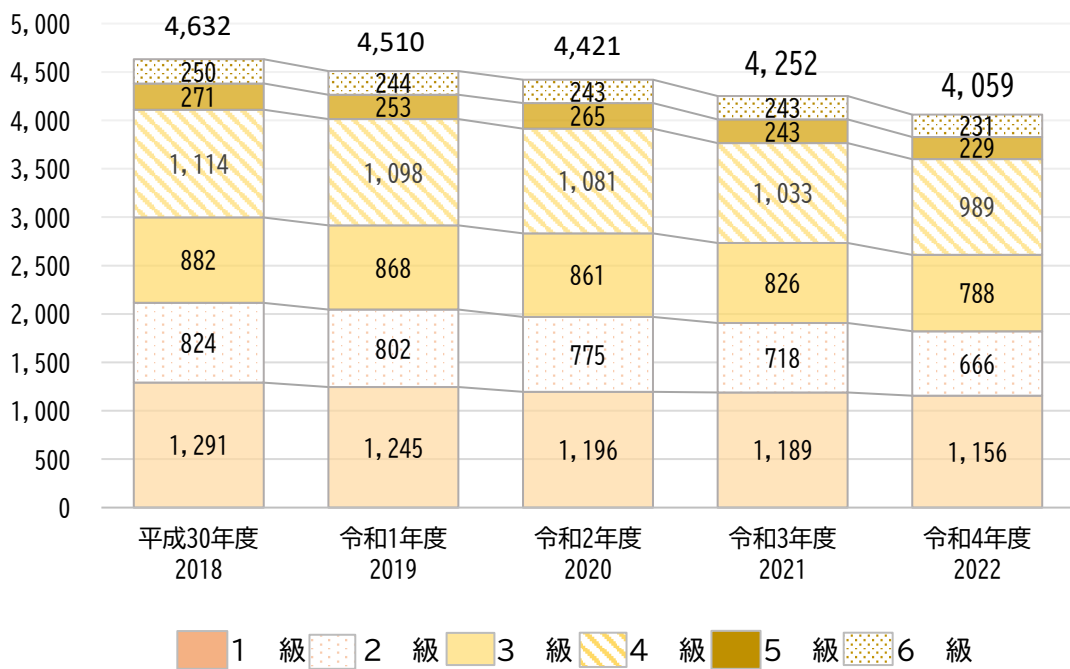
身体障がい者手帳所持者数（障がい者、児）

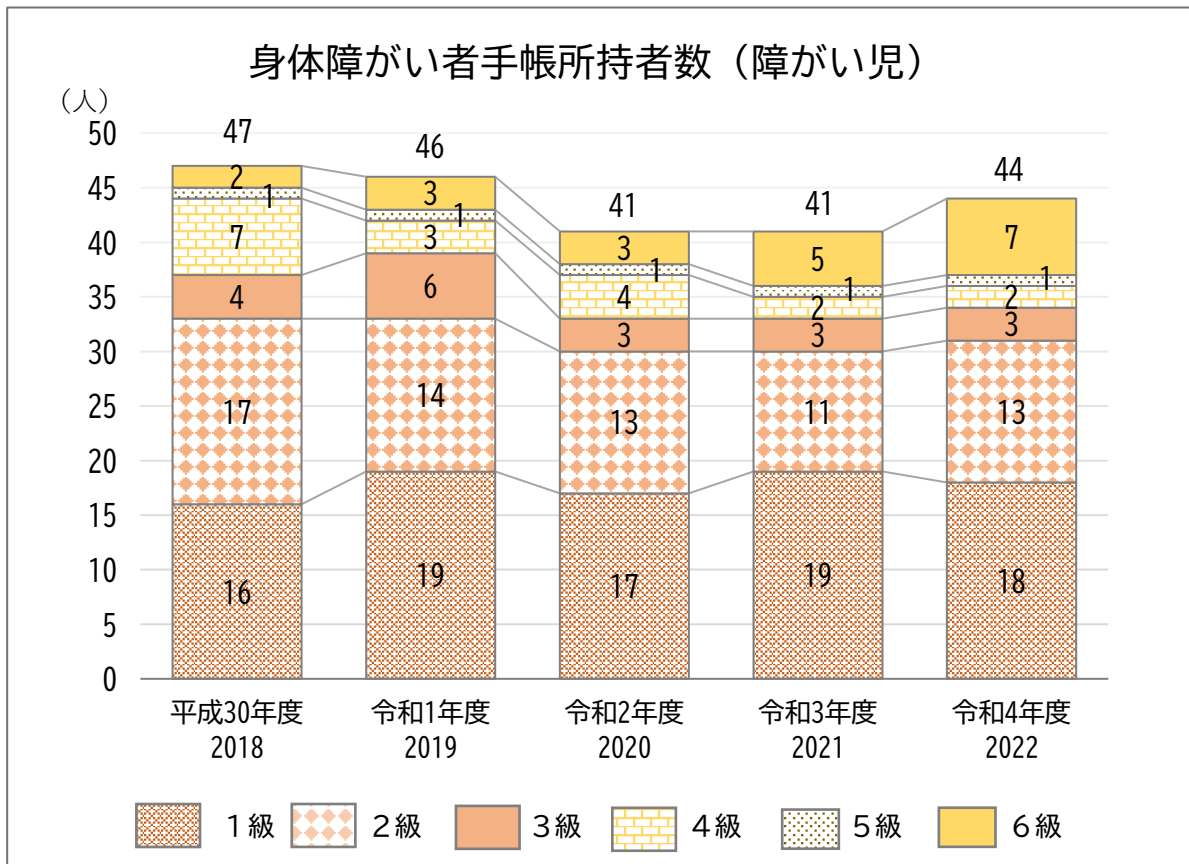
(人)



身体障がい者手帳所持者数（障がい者）

(人)





障がい別身体障がい者手帳所持者数

区分/年度	平成30年度 2018	令和1年度 2019	令和2年度 2020	令和3年度 2021	令和4年度 2022
視覚	268	248	232	220	223
聴覚・平衡	341	337	332	326	320
音声・言語・そしゃく	49	41	41	38	34
肢体不自由	2,954	2,850	2,780	2,647	2,458
内部障がい	1,067	1,080	1,077	1,062	1,068
計	4,679	4,556	4,462	4,293	4,103

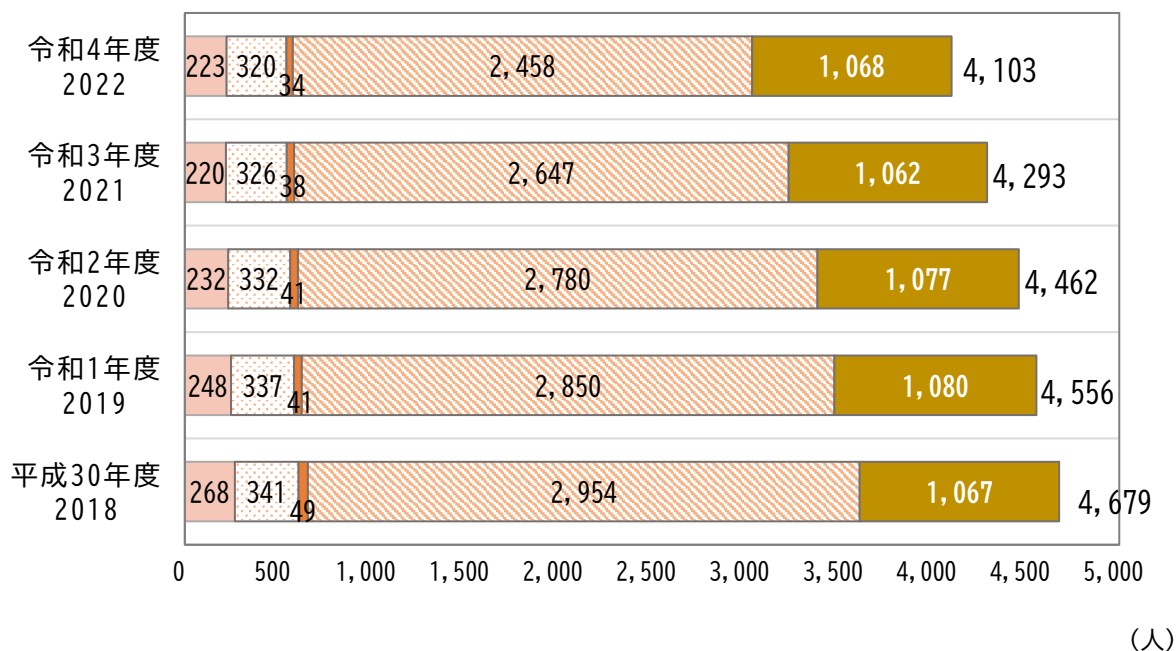
資料：社会福祉課（各年度3月31日現在）

※ 肢体不自由…じょうし上肢・たいかん下肢・たいかん体幹

ないぶしょう内部障がい…しんぞう心臓、じんぞう腎臓、こきゅうき呼吸器、ぼうこうぼうこう、ちよくちよう直腸、しょうちよう小腸、かんぞう肝臓、めんえききのうしょう免疫機能障がい

障がい別身体障がい者手帳所持者数

視 覚
 聴覚・平衡
 音声・言語・そしゃく
 肢体不自由
 内部障がい



(2) 知的障がい者

令和4年度末現在における療育手帳所持者は、710人で平成30年度に比べて26人増加しています。

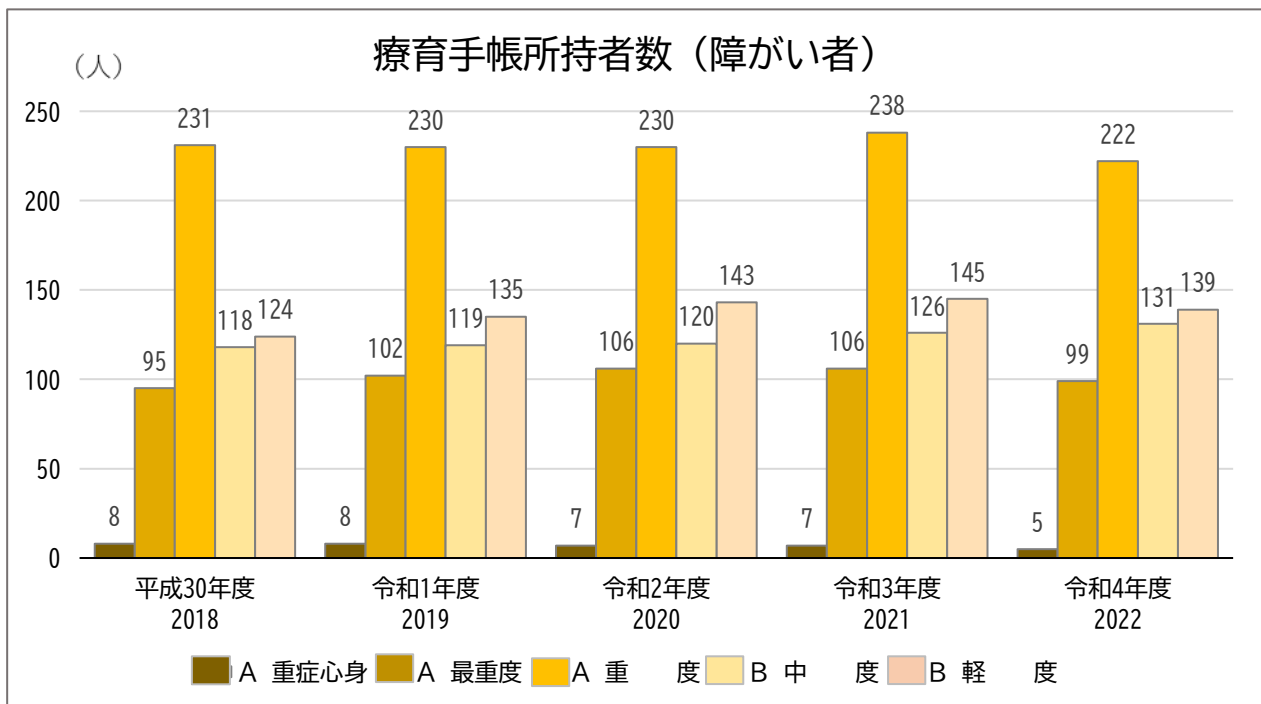
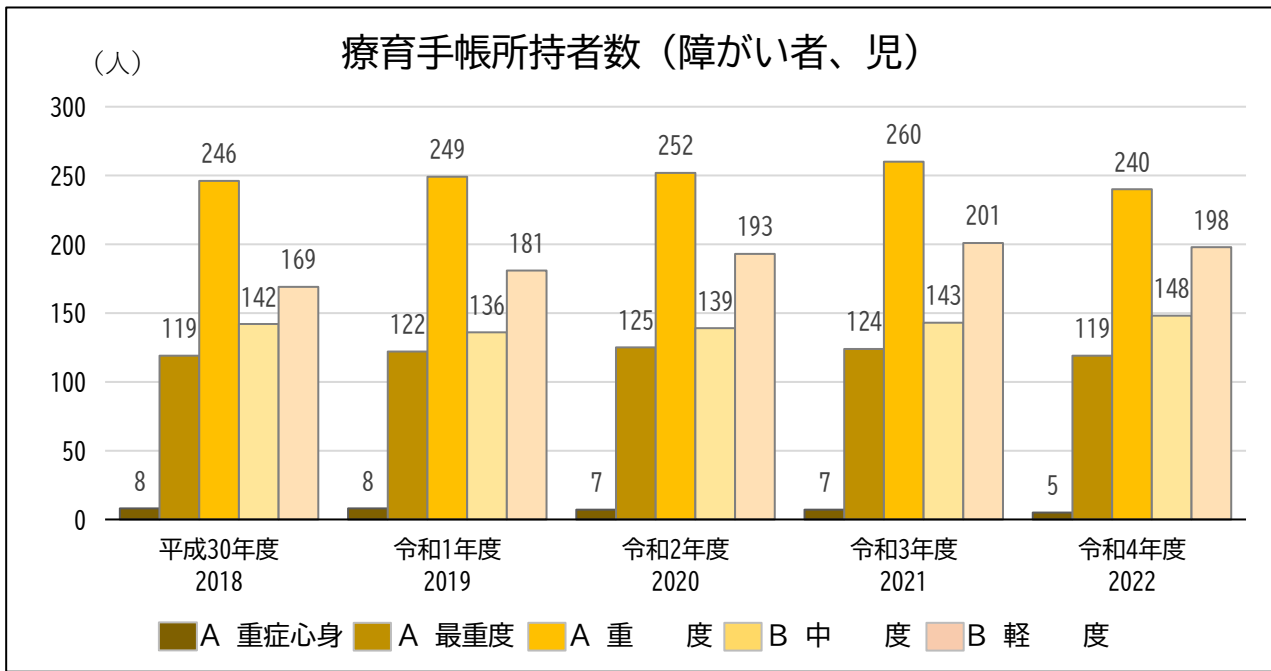
障がい程度別では、重度の方が240人で最も多く、全体の約34パーセントを占めています。次いで、軽度の方が198人で約28パーセントとなっています。

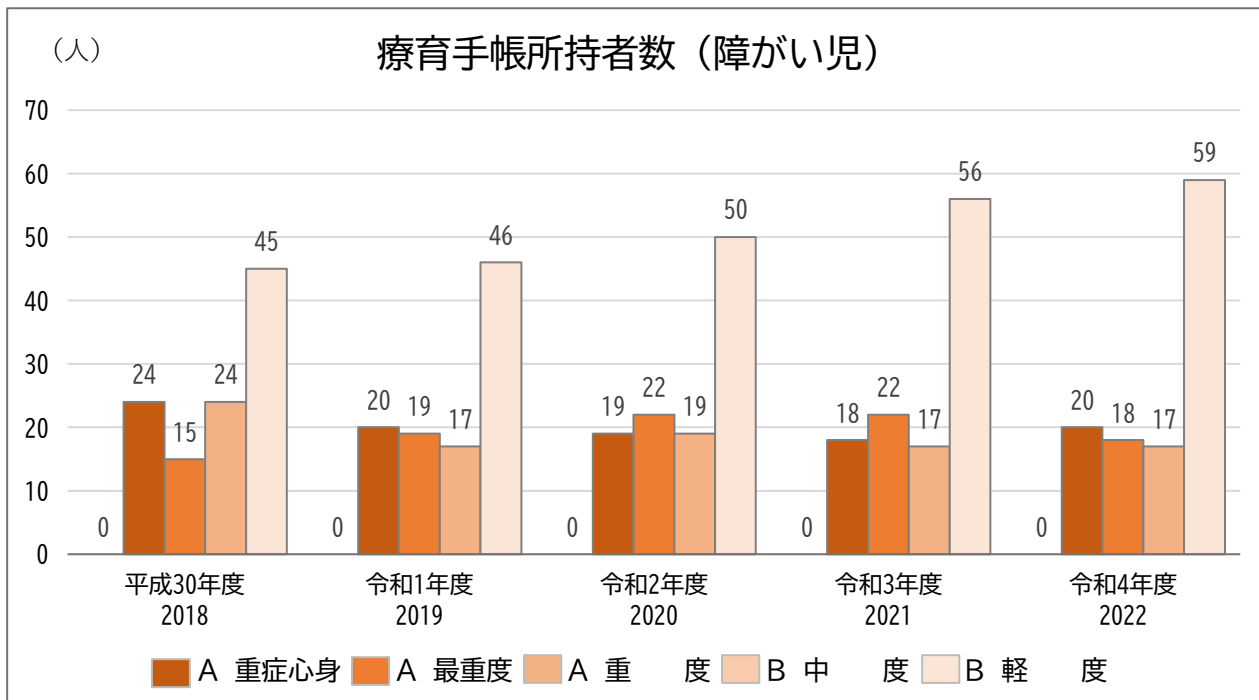
療育手帳所持者数

ていど ねんど 程度/年度		へいせい ねんど 平成30年度 2018	れいわ ねんど 令和1年度 2019	れいわ ねんど 令和2年度 2020	れいわ ねんど 令和3年度 2021	れいわ ねんど 令和4年度 2022
A	じゅうしやうしんしん 重症心身	8 (0)	8 (0)	7 (0)	7 (0)	5 (0)
	さい じゅうど 最 重 度	119 (24)	122 (20)	125 (19)	124 (18)	119 (20)
	じゅうど 重 度	246 (15)	249 (19)	252 (22)	260 (22)	240 (18)
B	ちゅうど 中 度	142 (24)	136 (17)	139 (19)	143 (17)	148 (17)
	けいど 軽 度	169 (45)	181 (46)	193 (50)	201 (56)	198 (59)
ごう けい 合 計		684 (108)	696 (102)	716 (110)	735 (113)	710 (114)

※括弧内の数字は18歳未満の人数

資料：社会福祉課（各年度3月31日現在）





(3) 精神障がい者

令和4年度末現在における精神障がい者保健福祉手帳所持者は、604人で平成30年度に比べて122人増加しています。

障がい等級別では、2級の方が372人で最も多く、全体の約62パーセントを占めています。

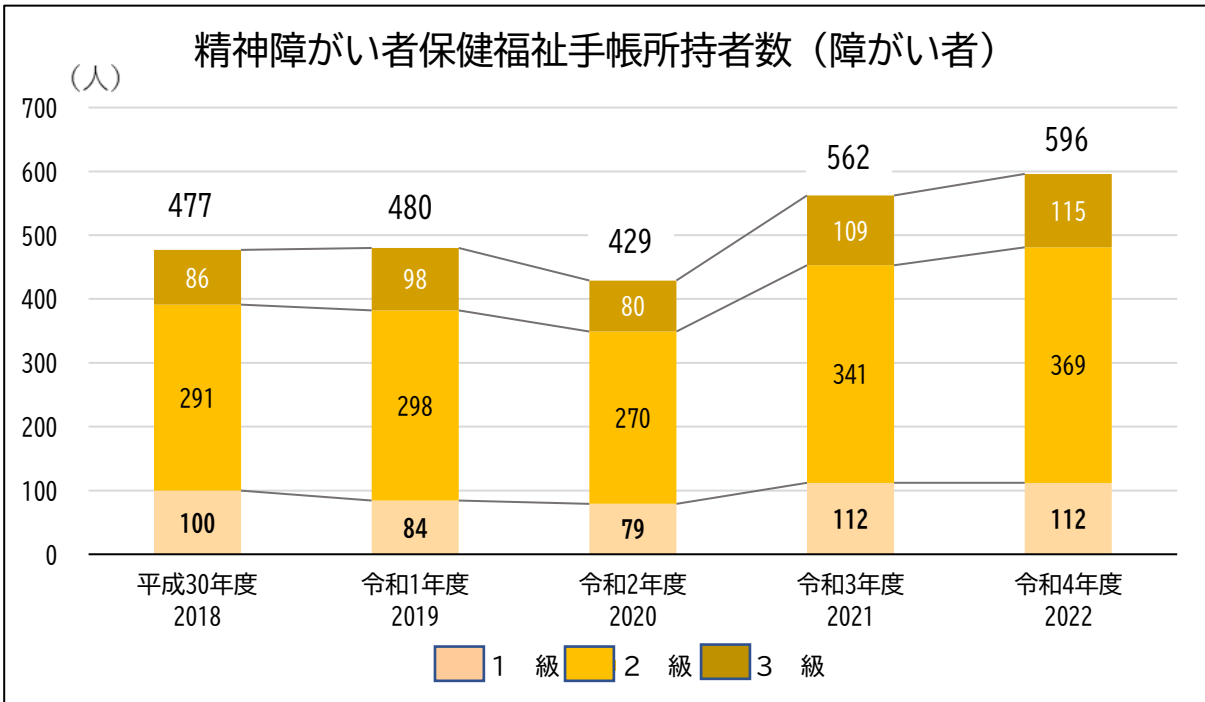
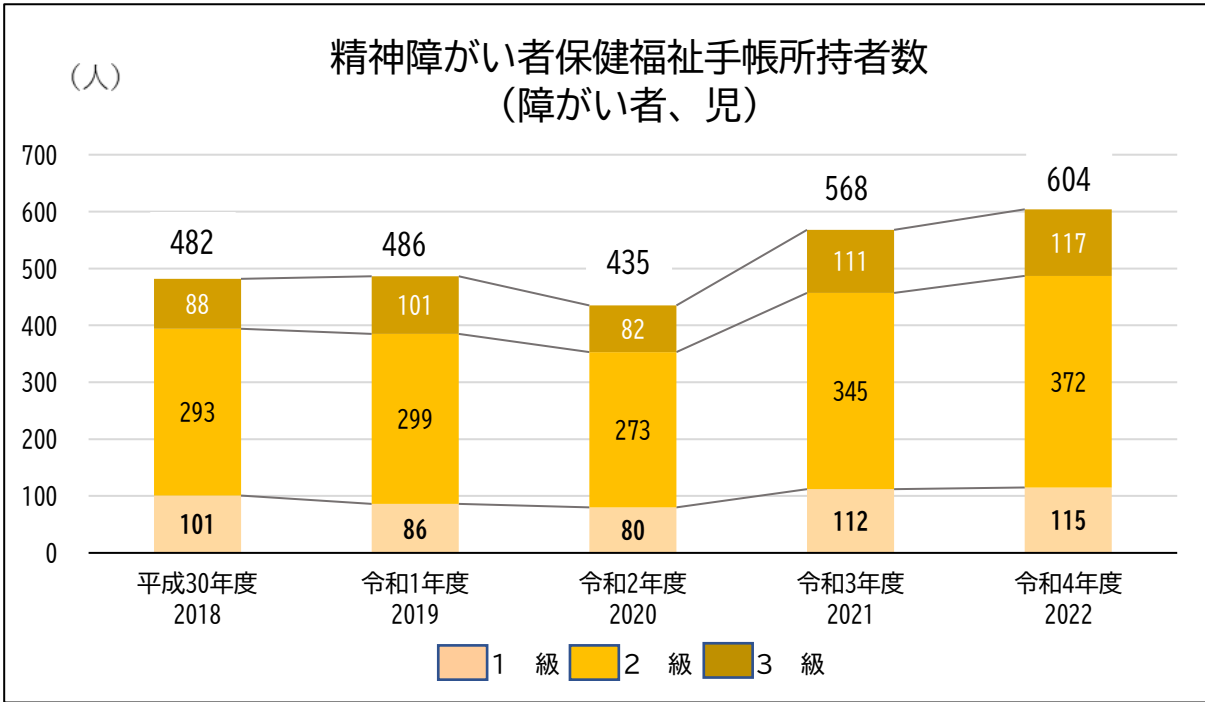
手帳所持者は増加傾向にあります。

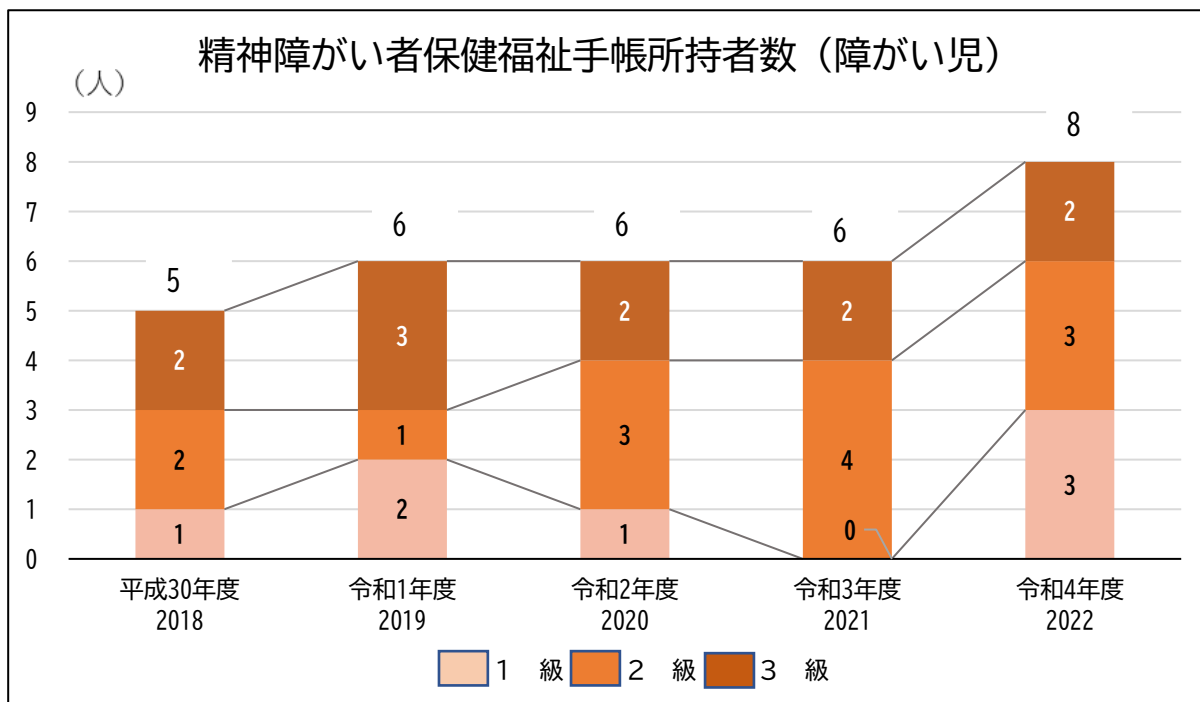
精神障がい者保健福祉手帳所持者数

ねんど とうきゅう 年度／等級	へいせい ねんど 平成30年度 2018	れいわ ねんど 令和1年度 2019	れいわ ねんど 令和2年度 2020	れいわ ねんど 令和3年度 2021	れいわ ねんど 令和4年度 2022
1 級	101 (1)	86 (2)	80 (1)	112 (0)	115 (3)
2 級	293 (2)	299 (1)	273 (3)	345 (4)	372 (3)
3 級	88 (2)	101 (3)	82 (2)	111 (2)	117 (2)
ごうけい 合計	482 (5)	486 (6)	435 (6)	568 (6)	604 (8)

※括弧内の数字は18歳未満の人数

資料：社会福祉課（各年度3月31日現在）





(4) 難病患者等

令和4年度末現在における特定医療費受給者は、558人で平成30年度に比べて58人増加しています。

令和4年度末現在における小児慢性特定疾病医療費受給者は、102人で平成30年度に比べて19人減少しています。

令和4年度末現在における自立支援医療受給者は、2,087人で平成30年度に比べて312人増えるなど、大幅な増加が見られます。

難病患者

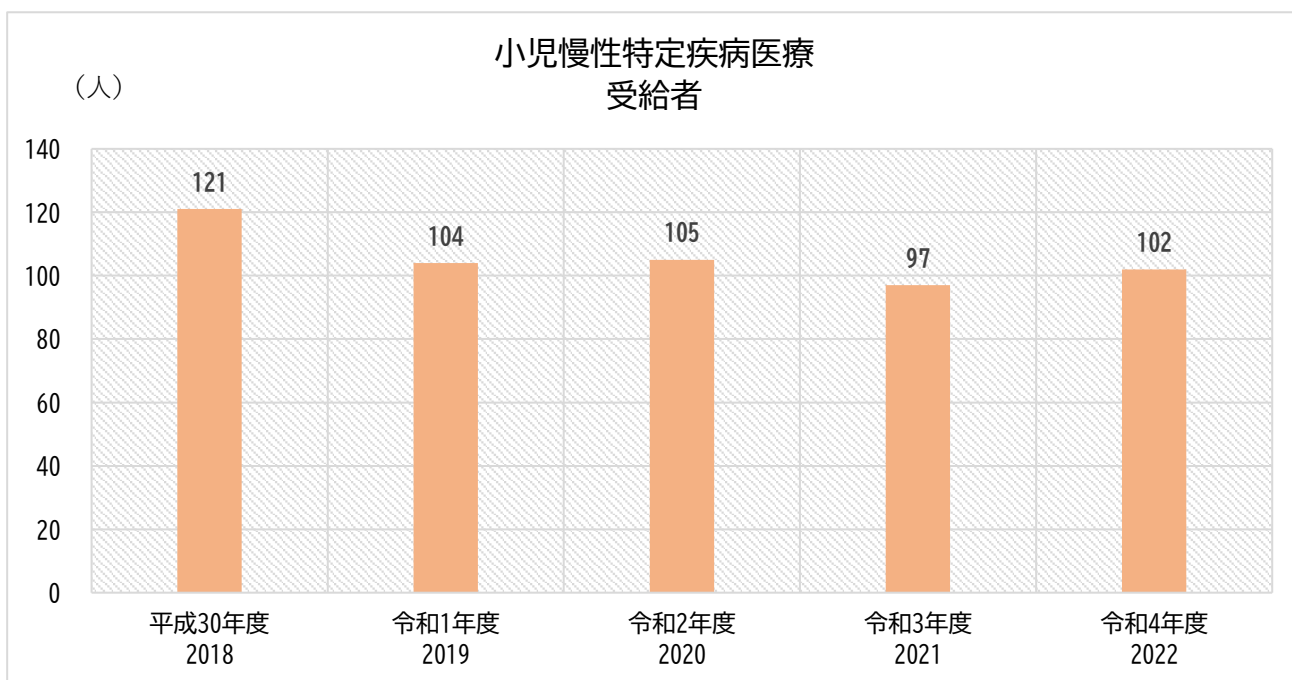
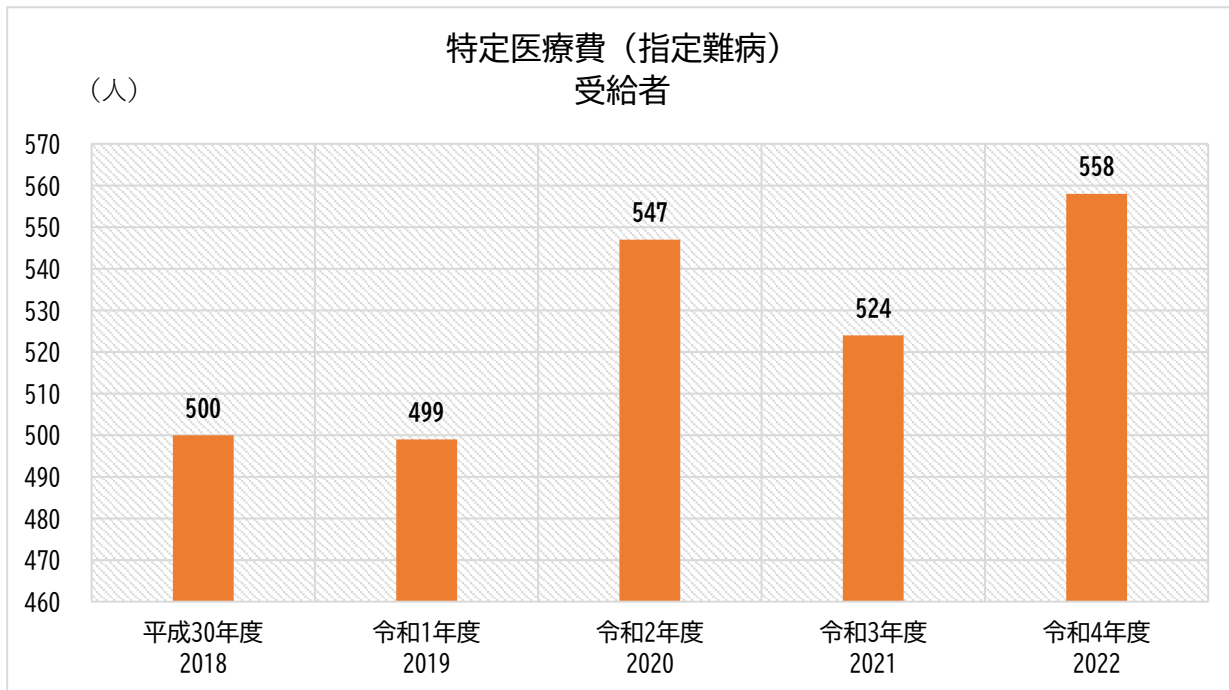
区分/年度	平成30年度 2018	令和1年度 2019	令和2年度 2020	令和3年度 2021	令和4年度 2022	ごうけい 合計
特定医療費（指定難病） 受給者	500	499	547	524	558	2,628
小児慢性特定疾病医療費受給者	121	104	105	97	102	529

自立支援医療受給者

資料：大仙保健所（各年度3月31日現在）

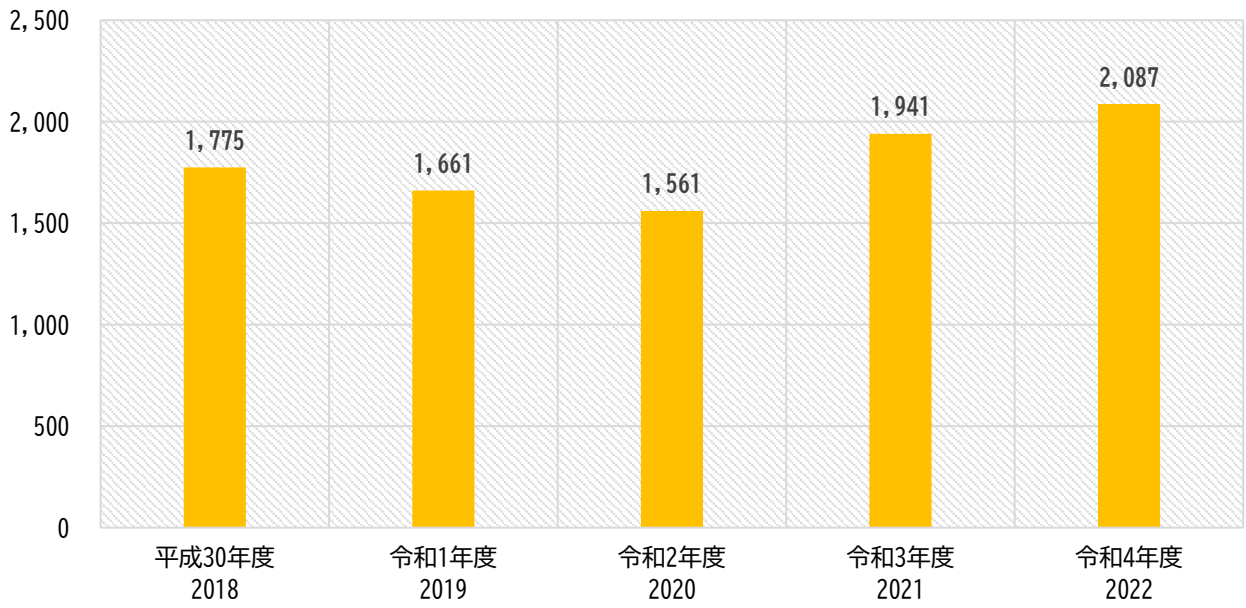
区分/年度	平成30年度 2018	令和1年度 2019	令和2年度 2020	令和3年度 2021	令和4年度 2022	ごうけい 合計
自立支援医療受給者	1,775	1,661	1,561	1,941	2,087	9,025

資料：大仙保健所（各年度3月31日現在）



自立支援医療受給者

(人)



3 ちいきしげん じょうきょう 地域資源の状況

市内でサービスを提供している事業所は以下のとおりです。

(1) しょう ふくし ていきょうじぎょうしょ 障がい福祉サービス提供事業所 (令和5年7月1日現在)

サービス区分	事業所数	定員
居宅介護	6	—
重度訪問介護	5	—
同行援護	2	—
生活介護	6	190
自立訓練 (生活訓練)	2	12
就労移行支援	2	12
就労継続支援 (A型)	2	30
就労継続支援 (B型)	5	145
就労定着支援	1	—
短期入所 (福祉型)	5	—
共同生活援助 (外部サービス利用型)	2	23
共同生活援助 (日中サービス支援型)	2	16
共同生活援助 (介護サービス包括型)	1	18
施設入所支援	2	110
計画相談支援	10	—
地域移行支援	1	—
地域定着支援	1	—
児童発達支援	5	50
放課後等デイサービス	7	80
保育所等訪問支援	1	—
障がい児相談支援	5	—

(2) ちいきせいかつしえんじぎょうていきょうじぎょうしょ 地域生活支援事業提供事業所

サービス区分	事業所数	定員
移動支援	2	—
相談支援、基幹相談支援センター	4	—
訪問入浴サービス	2	—
生活サポート	1	—
日中一時支援	5	—
地域活動支援センター	1	—

1 施策分野

ほんけいかく しさく ぶんや、くに だい じしやう しやきほんけいかく きほんてきほうこう くに きほん
本計画の施策の分野は、国の「第5次障がい者基本計画」の基本的方向や、国の基本
ししん きほん ほんけいかく きほんりねん きほんもくひやう たっせい しさくぶんや ぶんるい
指針を基本としつつ、本計画の基本理念、基本目標を達成するため、9つの施策分野に分類
し、施策を推進していきます。

施策分野1

障がいに対する理解促進・差別の解消

さべつ へんけん たす あ ささ あ しみんいしき じやうせい はか
差別や偏見をなくし、ともに助け合い、支え合う市民意識の醸成を図ります。

施策分野2

権利擁護の推進等

じゆうぶん けんりやうご はか しえん ぎやくたい ぼうし む とりくみ
十分な権利擁護が図れるよう支援するとともに、虐待の防止に向けた取組
すいしん
推進します。

施策分野3

情報の取得利用と意思疎通支援の充実

ひつやう じやうほう てきかく しゆとく たいせい せいび えんかつ いしそつう
必要な情報が的確に取得できるよう体制を整備するとともに、円滑な意思疎通
そくしん
を促進します。

施策分野4

安全・安心な生活環境の整備

あんぜん あんしん せいかつかんきやう せいび
安心して快適な生活をおくれるよう、障がい者等に配慮した生活環境を整備
あんしん かいてき せいかつ しやう しゃとう はいりよ せいかつかんきやう せいび
するとともに、災害時の避難支援者を含む地域住民や関係機関との連携を図り
さいがいじ ひなんしえんしゃ ふく ちいきじゆうみん かんけいきかん れんけい はか
ます。

施策分野5

障がい福祉サービス等の充実

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画に基づき、総合的なサービス提供の基盤整備を進めるとともに、相談支援体制の充実を図ります。

施策分野6

保健・医療等の推進

市民の健康づくりを推進するとともに、健康づくりを支える環境・体制の整備を進めます。

施策分野7

障がい児の育成支援・教育の推進

障がい児一人ひとりの障がいの特性に応じて、幼児期から学校卒業までのライフステージに応じた支援を実施します。

施策分野8

雇用・就業、経済的自立の支援

障がい者等が、地域において自立した生活がおくれるよう、障がい者雇用を推進するとともに、生活安定のための施策を推進します。

施策分野9

生きがいのある生活支援

障がい者等の社会参加促進のため、スポーツや生涯学習、文化活動への参加を支援します。

2 施策の体系

本計画における施策全体を体系図にしました。各施策において取り組む事業については第5

章に掲載しています。

基本理念	基本目標	施策分野	施策の方向
ともに助け合い支え合い安心して自立した生活をおくることができるまち	基本目標1 みんなで支え合うまちづくり	施策分野1 障がいに対する理解促進・差別の解消	(1)障がいに対する理解促進・啓発活動の推進 P. 27 (2)障がいを理由とする差別の解消の周知 (3)ボランティア活動の推進
		施策分野2 権利擁護の推進等	(1)成年後見制度等の利用促進 P. 30 (2)虐待の予防・早期発見 (3)重層的支援体制の推進
		施策分野3 情報の取得利用と意思疎通支援の充実	(1)情報の取得利用の向上 P. 33 (2)情報提供の充実 (3)意思疎通支援の充実
	基本目標2 安心して暮らせるまちづくり	施策分野4 安全・安心な生活環境の整備	(1)バリアフリー社会の推進 P. 35 (2)居住環境の整備 (3)緊急支援体制の整備
		施策分野5 障がい福祉サービス等の充実	(1)相談支援体制の充実・強化 P. 38 (2)障がい福祉サービス等の提供 (3)サービス提供体制の整備
		施策分野6 保健・医療等の推進	(1)相談支援体制の充実 P. 56 (2)健康づくりの充実 (3)地域医療体制の充実
	基本目標3 自分らしく暮らせるまちづくり	施策分野7 障がい児の育成支援・教育の推進	(1)障がい児の受け入れ体制の整備 P. 58 (2)福祉と教育の連携推進 (3)教育環境の整備
		施策分野8 雇用・就業、経済的自立の支援	(1)就労機会の提供 P. 61 (2)障がい者就労施設等の提供する物品・サービスの優先調達 (3)経済的自立の支援
		施策分野9 生きがいのある生活支援	(1)障がい者等の文化芸術活動の推進 P. 64 (2)障がい者等のスポーツ活動の推進 (3)社会参加の促進

基本目標 1

みんなで支え合うまちづくり

しさくぶんや しょう たい りかいそくしん さべつ かいしょう
施策分野1 障がいに対する理解促進・差別の解消

げんじょう かだい
《現状・課題》

・平成28（2016）年4月から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」

（以下「障害者差別解消法」という。）が施行され、障がい者等に対する「不当な差別的取扱い」を禁止し「合理的配慮の提供」が求められています。

・本市はこれまで、障がい者等の特性やサポート（介助）方法のポイントなどを紹介するハンドブックを作成し、障がいに対する理解や差別の解消に関する啓発活動をすすめてきました。

・当事者へのアンケート調査の結果によると、心ない言葉をかけられたり、差別を受けたりと、まだまだ障がいに対する理解が進んでいない状況です。

このため、障がいに対する知識を深めてもらうよう、理解促進・啓発活動に継続的に取り組んでいくことが必要です。

《施策の方向》

(1) 障がいに対する理解促進・啓発活動の推進

- 誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う地域社会を実現するため、引き続き、障がいに対する理解促進・啓発活動に取り組んでいきます。

(2) 障がいを理由とする差別の解消の周知

- 障害者差別解消法について周知を図るとともに、行政機関、事業者等における合理的配慮の実施や社会的障壁の除去に向けた取組を進めます。

(3) ボランティア活動の推進

- 障がい者等の地域生活を地域全体で支えていくため、ボランティア団体の活動を推進します。

《主な取組》

<p>理解促進事業・啓発活動 (社会福祉課)</p>	<p>市の広報・ホームページ等を活用し、障がい者週間などに合わせ、市民への啓発活動を行います。</p> <p>また、障がい者等に対する理解を深めるため、普及啓発パンフレットを作成し周知を図ります。</p>
<p>ワークショップ等の開催 (社会福祉課)</p>	<p>大仙市地域自立支援協議会と連携し、ワークショップや障がい者等の作品展を開催し、理解の促進を図ります。</p>
<p>バリアフリー体験事業 (大仙市社会福祉協議会)</p>	<p>小・中・高校生のバリアフリーについて考えるきっかけづくりの場を提供するため、学校や地域、社会福祉法人と連携しバリアフリー体験授業を実施するとともに、啓発活動に努めます。</p>

おも とりくみ
《主な取組》

<p>しょうがいしゃさべつかいしょうすい 障がい者差別解消推 しんちいききょうぎかい せっち 進地域協議会の設置 しゃかいふくしか (社会福祉課)</p>	<p>しょうがい りゆう とする さべつ かん しょうだんおよ とうがいしょうだん かか じれい ぶん 障がいを理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏ま えた、しょうがい りゆう とする さべつ かいしょう ための とりくみ こうかてき かつ 解消するための取組を効果的かつ えんかつ おこな だいせんしょう しょうがいしゃさべつかいしょうすいしんちいききょうぎかい せっち 円滑に行うため、大仙市障がい者差別解消推進地域協議会を設置し ています。</p>
<p>しゃかいてきしょうへき じよきよ 社会的障壁の除去に む とりくみ 向けた取組 しゃかいふくしか (社会福祉課)</p>	<p>ふとう さべつてきと あつか ぎんし ごうりてきはいりよ ていきよう ししよくいん 不当な差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の提供について、市職員 の理解を促進することで、ぎょうせい サービスの こうじよう ほか 向上を図るとともに、し みん じぎょうしゃとう たい ぷんきゅうけいはつかつどう おこな 民、事業者等に対し普及啓発活動を行うことにより、しょうがいにもと づく差別を解消し、ひつよう におよ び 必要に応じた合理的配慮が提供されるよう取組 みます。</p>
<p>ボランティアセンタ き のう じゅうじつ 一機能の充実 だいせんししゃかいふくし (大仙市社会福祉 きょうぎかい 協議会)</p>	<p>だいせんししゃかいふくしきょうぎかい かくししよ せっち 大仙市社会福祉協議会の各支所にボランティアセンターを設置し、ボ ランティア団体 だんたい かつどうしえん の活動支援、ボランティアの とうろく あっせん おこな 登録や斡旋を行います。</p>
<p>せいと たいしやう 生徒を対象としたボ ランティア活動の すいしん 推進 だいせんししゃかいふくし (大仙市社会福祉 きょうぎかい 協議会)</p>	<p>なつやす りよう ちゆう こうこうせい たいしやう かつどう 夏休みなどを利用し、中・高校生を対象にした、ボランティア活動 の機会を 機会 提供 します。</p>
<p>さいがいじ 災害時のボランティ たいせい せいび ア体制の整備 だいせんししゃかいふくし (大仙市社会福祉 きょうぎかい 協議会)</p>	<p>さいがいじ けんしゅう きかい かくほ さいがいじ じんそく 災害時のボランティアについて、研修の機会を確保し、災害時に迅速 たいおう たいせいせいび ほか に対応できるように体制整備を図ります。</p>

げんじょう かだい
 《現状・課題》

・本市では、令和3（2021）年3月に「大仙市成年後見制度利用促進基本計画」を策定するとともに、市健康福祉部に中核機関を設置し、障がい等により、判断能力に欠ける、あるいは不十分な人が、不利益を被ったりすることのないよう成年後見制度等の利用を促進しています。

しかし、アンケート調査結果では成年後見制度に関する認知度は低く、内容についてもあまり知られていないという現状のため、制度についての周知を図っていく必要があります。

・障がい者等に対する虐待は、個人の尊厳を侵害するものであり、障がい者等の自立や社会参加にとって大きな妨げとなります。障がい者等への虐待事案は全国的に増加しています。本市においても、件数・通報は少ないものの、虐待に関する相談がある状況です。

このことから、相談支援事業所と連携し、障がい者等に対する虐待防止や早期発見と迅速な対応に努めていく必要があります。

・近年は、地域や家族など共同体としての「つながり」が弱体化していく中で、課題を抱えながらも相談する相手がなく地域から孤立してしまうケースや、8050問題のように、家庭内に高齢者の介護や生活困窮などの複合的な問題が発生しているケースもあります。

市では、令和5年度より、分野や世代を超え、地域住民の複雑・複合化した支援ニーズに対応するため、包括的な支援体制を整備しています。

今後は、潜在化した地域課題を掘り起こすためのアウトリーチの機能の充実に努めるなど、複雑・複合化した課題解決に向けて機能強化を図っていく必要があります。

し さ く ほうこう
《施策の方向》

(1) せいねんこうけんせいどう りようそくしん
成年後見制度等の利用促進

- ・ せいねんこうけんせいどう しょうち はか せいど りよう ひつよう かた てきせつ そうだんまどぐち
成年後見制度等について周知を図り、制度の利用が必要な方が適切に相談窓口につ
ながる環境を整備します。

(2) ぎゃくたい よぼう そうきはっけん
虐待の予防・早期発見

- ・ しょう しゃとう ぎゃくたい ぼうし つど ぎゃくたい そうだん たいおう ぎゃくたい
障がい者等の虐待の防止に努めるとともに、虐待の相談に対応するため、虐待
ぼうし センターを設置し、関係機関や地域との連携を図りながら、早期発見と迅速な
たいおう つど
対応に努めます。

(3) じゅうそうてきしえんたいせい すいしん
重層的支援体制の推進

- ・ たいしょうしゃ ぞくせい と そうだんしえん たよう さんかしえん ちいき む しえん
対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を
いったいてき じっし ちいきじゅうみん ふくざつ ふくごうか しえん たいおう
一体的に実施することにより、地域住民の複雑・複合化した支援ニーズに対応する
ほうかつてき しえんたいせい きのうきょうか つど
包括的な支援体制の機能強化に努めます。

おも とりくみ
《主な取組》

せいねんこうけんせいど こうほう
成年後見制度の広報・

はいはつ
啓発

しゃかいふくしか
(社会福祉課

- ・ こうれいしゃほうかつしえん
高齢者包括支援
センター)

せいねんこうけんせいど りよう しえん ちいき まどぐち はばひろく しょうち せいどり
成年後見制度の利用を支援する地域の窓口を幅広く周知し、制度利
用につながるよう取り組みます。

せいねんこうけんせいど りようしえんじ
成年後見制度利用支援事

ぎょう
業

しゃかいふくしか
(社会福祉課

- ・ こうれいしゃほうかつしえん
高齢者包括支援
センター)

せいねんこうけんせいど りよう かか ひよう しはら こんなん ひと たい
成年後見制度の利用に係る費用を支払うことが困難な人に対し、そ
の費用を助成します。

また、はんだんのうりよく ぶじゅうばん ひと しんぞく もう た こんなん ぼあい
また、判断能力が不十分な人で親族による申し立てが困難な場合
など親族の代わりにだいせんし てつづ おこな
など親族の代わりに大仙市が手続きを行います。

おも とりくみ
《主な取組》

<p>けんりようご じぎょう 権利擁護センター事業</p> <p>だいせんししゃかいふくし (大仙市社会福祉 協議会)</p>	<p>にちじょうせいかつじりつしえんじぎょう せいねんこうけんせいどりよう いったい すす 日常生活自立支援事業から成年後見制度利用までを一体で進めてい く体制づくりとしてけんりようご ほうじんこうけんうんえいいんかい 権利擁護センターおよび法人後見運営委員会を せっち けんりようごたいせい こうちく ほか 設置し、権利擁護体制の構築を図ります。</p> <p>◎にちじょうせいかつじりつしえんじぎょう 日常生活自立支援事業</p> <p>はんだんのうりよく、よわ ちてきしょう しゃ せいしんしょう しゃ ち 判断能力が弱まってきた知的障がい者や精神障がい者などが地 いき あんしん く らせるよう、ふくしサービスに関する情報提供や りようてつづ えんじよ にちじょうてき きんせんかんり おこな 利用手続きの援助、日常的な金銭管理を行います。</p> <p>◎せいねんこうけんせいどほうじんこうけんじぎょう 成年後見制度法人後見事業</p> <p>はんだんのうりよく、じゅうばん ちてきしょう しゃ せいしんしょう しゃ 判断能力が十分ではない、知的障がい者や精神障がい者など たい かていさいばんしよ しんぼん せいねんこうけんにとんどう せんにん ばあい せい に対し、家庭裁判所の審判で成年後見人等に選任された場合、成 ねんこうけんせいど りよう しえん ていきょう 年後見制度を利用した支援を提供します。</p>
<p>けんりようご しょう しゃとう 権利擁護、障がい者等 の虐待対応に関する 研修会の開催</p> <p>しゃかいふくしが (社会福祉課)</p>	<p>しょう しゃとう けんりようご ぎゃくたいたいおう かん けんしゅうかい かいさい かん 障がい者等の権利擁護、虐待対応に関する研修会を開催し、関 けいきかん ちいき しゅうち ほか せいねんこうけんせいど りようそくしん しょう 係機関や地域への周知を図り、成年後見制度の利用促進や障がい しゃとう ぎゃくたい そうきはつけん 者等の虐待の早期発見につなげます。</p>
<p>じゅうそうてきしえんたいせいせいびじぎょう 重層的支援体制整備事業</p> <p>けんこうふくしが しみんが (健康福祉部、市民部、 企画部、教育委員会、大 仙市社会福祉協議会ほ か)</p>	<p>しょう こうれい こ せいかつこんきゅう がんや そうだんしゃ せだいどう 障がい、高齢、子ども、生活困窮などの分野や、相談者の世代等 にかかわらず受け入れる、包括的な相談体制を充実させるととも に、たよう さんかしえん ちいき む しょうしえん いったいてき じっし 多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する ことにより、ちいきじゅうみん かくざつ かくごうか しえん ニーズ たいおう 地域住民の複雑・複合化した支援ニーズに対応しま す。</p>



じゅうそうてきしえんたいせいせいびじぎょう
重層的支援体制整備事業（「つながる・ささえる」ネットワーク整備事業）

だいせんし じぎょうめい せいびじぎょう
大仙市では、事業名を『「つながる・ささえる」ネットワーク整備事業』として
れいわ ねんどう じっし
令和5年度より実施しています。

かくざつ かくごうか かだい ほか ちいきじゅうみん ひつよう しえん ちいきじゅうみん
複雑・複合化した課題を抱える地域住民に必要な支援につなげるため、地域住民
等との協働や各分野で実施している相談支援や地域づくり事業の一層の連携等に

ほうかつてき しえんたいせい こうちく
よる包括的な支援体制を構築していきます。

げんじょう かだい
《現状・課題》

- ・障がい者等が、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の取得利用の向上や意思疎通手段の充実が極めて重要です。こうしたことから、障がい者等による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進することを目的に、「障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が令和4（2022）年5月に施行されました。
- ・本市はこれまで、視覚障がい者への音声広報による情報提供や、聴覚障がい者への情報提供、相談に対応するため窓口到手話通訳者を設置するほか、手話通訳や要約筆記などの意思疎通支援者の派遣を実施しています。
- ・アンケート調査においては、日常生活において困っていることで「コミュニケーションがうまくとれない」と回答している人も多くおり、障がいの特性に配慮した、多様な意思疎通支援を行っていく必要があります。

しさを ほうこう
《施策の方向》

じょうほう しゅとくりよう こうじょう
(1) 情報の取得利用の向上

- ・障がいの種類・程度に応じた迅速・確実な情報取得のための体制整備の充実に努めます。

じょうほうていきょう じゅうじつ
(2) 情報提供の充実

- ・障がい者等への情報提供にあたっては、障がいの特性に配慮した情報提供を行います。

いしそつうしえん じゅうじつ
(3) 意思疎通支援の充実

- ・障がい者等が円滑な意思疎通ができるよう、意思疎通支援者の確保、養成及び資質の向上に努めます。

おも とりくみ
《主な取組》

<p>にちじょうせいかつようぐ きゅうふ 日常生活用具の給付 しゃかいふくしか (社会福祉課)</p>	<p>しょう しゃどう ひつよう じょうほう しゅどく にちじょうせいかつ えんかつ おこな 障がい者等が必要な情報を取得し、日常生活がより円滑に行われ るよう、じょうほういしそつうしえんようぐ きゅうふどう じっし 情報意思疎通支援用具の給付等を実施します。 また、しょう しゃどう のニーズを踏まえ、しえんようぐ みなお おこな 支援用具の見直しを行います。</p>
<p>こえ こうほう てんじこうほう 声の広報、点字広報 はっこう の発行 しゃかいふくしか (社会福祉課)</p>	<p>し こうほうし しかくしょう しゃどう たい こえ こうほう てんじこうほう 市の広報紙について、視覚障がい者等に対し、声の広報や点字広報で じょうほうていきょう おこな 情報提供を行います。</p>
<p>いしそつうしえんじぎょう 意思疎通支援事業の じっし 実施 しゃかいふくしか (社会福祉課)</p>	<p>ちょうかくしょう しゃどう そうだんどう たいおう し まどぐち しゅわつうやく 聴覚障がい者等からの相談等に対応するため、市の窓口到手話通訳 しゃ せっち 者を設置します。 また、いりょうきかん じゅしん しゅわつうやくしゃ ようやくひつきしゃ はけん 医療機関の受診などに手話通訳者や要約筆記者を派遣します。</p>
<p>しゅわほうしいんようせいこうざ 手話奉仕員養成講座 かいさい の開催 しゃかいふくしか (社会福祉課)</p>	<p>しゅわほうしいんようせいこうざ かいさい いしそつうしえんしゃ ようせい おこな 手話奉仕員養成講座を開催し、意思疎通支援者の養成を行います。</p>
<p>ぎょうせいきかんとく 行政機関等における はいりよ 配慮 ぜんちよう (全庁)</p>	<p>ぎょうせいじょうほう ていきょうどう おこな さい たよう しょう とくせい おう はいりよ 行政情報の提供等を行う際は、多様な障がいの特性に応じた配慮 をおこな とりくみ すす を行う取組を進めます。</p>

施策分野4 安全・安心な生活環境の整備

《現状・課題》

- 障がい者等が安心して快適な生活をおくるためには、日常生活や外出、社会参加の妨げになる社会的障壁を取り除き、障がい者等に配慮した生活環境等の整備が必要です。

また、災害発生時の迅速かつ適切な情報提供や、避難支援体制の整備を図っていく必要があります。
- 本市では、障がい者等の外出、社会参加を支援するために、公共施設、道路等のバリアフリー化を進めるとともに、住宅環境の利便性や安全確保を図るため、住宅のバリアフリー化への助成を行っています。

また、要支援者を地震や風水害等の災害から守り、被害を最小限に食い止めることを目的とし、要支援者の具体的な避難支援対策を示した、大仙市避難行動要支援者避難支援プランを策定し、要支援者を支援する取組を推進しています。
- アンケート調査において、安心して暮らしていくためには、住みやすい住居の確保や整備、障がい者等に配慮したまちづくりの推進が必要であるとの回答が多くみられました。災害時に備え必要な取組としては、避難誘導の体制づくりが必要との回答が最も多くなっています。
- 地域で安心して快適に暮らせる生活を実現するため、バリアフリー整備に対して支援するとともに、要支援者を適切に安全な場所へ避難誘導するため、自主防災組織など要支援者の避難支援に関する組織や関係機関と連携し、地域ぐるみの避難体制の整備を進めていきます。

し さ く ほ う こ う
《施策の方向》

(1) バリアフリー社会の推進

- ・ 障がい者等や高齢者等を含め、すべての市民が安心して暮らせるようバリアフリー化を進めます。

(2) 居住環境の整備

- ・ 市営住宅、一般住宅のバリアフリー化を促進するとともに、住宅セーフティネット制度の活用を推進し、民間賃貸住宅等への円滑な入居を促進します。

(3) 緊急時支援体制の整備

- ・ 緊急時・災害時における情報手段を整備するとともに、避難支援関係者と連携を図り避難支援体制の整備を進めます。

おも とりくみ
《主な取組》

<p>公共施設等のバリアフリー化の推進 (全庁)</p>	<p>すべての市民が利用しやすい公共施設の整備を進めます。 また、ハード面のバリアフリー化とともに、障がいに対する理解を深めるための啓発活動の実施により、心のバリアフリー化を進めます。</p>
<p>住宅のバリアフリー化への助成 (社会福祉課)</p>	<p>身体障がい者等の日常生活がより円滑におこなわれるよう、居宅のバリアフリー化に対する費用の一部を助成します。</p>
<p>市営住宅のバリアフリー化の推進 (建築住宅課)</p>	<p>市営住宅について、住宅環境の利便性や安全確保を図るための手すりの取り付けや、床の段差解消などのバリアフリー化を推進します。</p>
<p>セーフティーネット住宅の登録促進 (建築住宅課)</p>	<p>住まい探しにお困りの方の入居を受け入れる住宅（セーフティーネット住宅）の登録を促進するとともに、関係機関への情報提供をおこな 行い、住居確保において配慮が必要な方の利用促進につなげます。</p>
<p>自主防災組織の活性化 (総合防災課)</p>	<p>地域防災力の要となる自主防災組織の活動の活性化を推進します。</p>

<p>ひなんこうどうようしえんしゃ 避難行動要支援者 めいぼ せいび 名簿の整備 しゃかいふくしか (社会福祉課)</p>	<p>さいがいじ ひなんこうどうようしえんしゃめいぼ せいび ひなんしえんかんけいしゃどう 災害時における避難行動要支援者名簿を整備し、避難支援関係者等と へいじょうじ じょうほう きょうゆう ようしえんしゃ ひなんたいせい せいび すす 平常時から情報を共有し、要支援者の避難体制の整備を進めます。</p>
<p>ひなんこうどうようしえんしゃ 避難行動要支援者 こべつひなんけいかく さくせい 個別避難計画の作成 しゃかいふくしか (社会福祉課)</p>	<p>ひなんこうどうようしえんしゃ ようしえんしゃめいぼ きさい じょうほう ひなん 避難行動要支援者のうち、要支援者名簿に記載されている情報を避難 しえんかんけいしゃ たい ていきょう どうい かた 支援関係者に対し提供することについて同意されている方について、 ふくじぎょうしゃ れんけい こべつひなんけいかく さくせい 福祉事業者との連携により個別避難計画を作成します。</p>
<p>きんきゅうじ さいがいじ じょう 緊急時・災害時の情 ほうしゆだん せいび 報手段の整備 そうごうぼうさいか (総合防災課、 こうほうこうちょうか 広報広聴課)</p>	<p>ほうどうきかん ぼうさい かつよう し 報道機関、防災ラジオのほか、インターネットを活用し、市のホーム ページ、防災ネットだいせん、緊急速報メール等により情報提供を おこな じしゅうぼうさいそしき じちかい じんせいいいんどう きょうりよく え こべつ 行うほか、自主防災組織、自治会、民生委員等の協力を得て、個別 による情報の伝達ができるよう努めます。</p>
<p>ふくしひなんじょ かくほ 福祉避難所の確保 しゃかいふくしか (社会福祉課)</p>	<p>ふくしひなんじょたいしやうしゃ とくてい しせつ ちやくせつひなん か ひ けんどう 福祉避難所対象者の特定や施設への直接避難の可否についての検討を おこな あら きょうてい ていけつ していしせつ ぶん 行うほか、新たに協定を締結し、指定施設を増やしていきます。</p>

げんじょう かだい
《現状・課題》

- ・障がい者等が安心して生活をおくるためには、障がいの特性や状況に応じたきめ細かな福祉サービスを提供していくことが必要です。
- ・本市はこれまで、障がい者等の生活を地域で支えるシステムを実現するため、地域生活支援拠点等の整備や、基幹相談支援センターの設置など、利用者が必要とするサービスを提供できるよう体制の整備を進めてきましたが、重症の心身障がい者・児、医療的ケアが必要な方、強度行動障がいを有する障がい者等に対応できる事業所が少ない状況です。
- ・このことを踏まえ、これまで進めてきた福祉サービス等の提供体制の整備に加え、重度の障がい者等を受け入れる体制の整備や、専門的人材の確保、育成を重点的に進めて行く必要があります。

し さ く ほうこう
《施策の方向》

そうだんし えんたいせい じゅうじつ きょうか
(1) 相談支援体制の充実・強化

- ・地域における相談支援の中核機関である基幹相談支援センターを中心に、各相談支援事業所が各々の機能を生かし相互に連携し支援を実施します。
- また、地域の相談支援従事者の育成や、主任相談支援専門員の確保に努めます。

しょう ぶ く し とう ていきょう
(2) 障がい福祉サービス等の提供

- ・障がい者等一人ひとりの障がいの状態やニーズに応じて、適切な支援が受けられるよう、障がい福祉サービス、地域生活支援事業等のサービス量の充実に努めるとともに、サービスの質の向上に努めます。

ていきょうたいせい せいび
(3) サービス提供体制の整備

- ・障がい者等の自立支援の観点から、地域生活についての意向等様々な課題に対応したサービス提供体制を整備するとともに、障がい者等の生活を地域で支えるため社会資源を最大限に活用します。

おも とりくみ 《主な取組》	
<p>そうだんしえんたいせい じゅうじつ 相談支援体制の充実</p> <p>しゃかいふくしか (社会福祉課)</p>	<p>ちいき そうだんしえん きよてん そうごうてき そうだんぎょうむどう おこな きかんそうだん 地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務等を行う、基幹相談</p> <p>しえん 支援センターを中心に、各関係機関と連携し、障がい者等が住み慣</p> <p>れた地域で安心して生活できるよう支援します。</p>
<p>じゅうしやう しんしんしやう 重症の心身障がい者・児等の受け入れ体制の整備</p> <p>しゃかいふくしか (社会福祉課)</p>	<p>じゅうしやう しんしんしやう しゃ じ いりようてき ひつやう かた きやうこうどうしやう 重症の心身障がい者・児、医療的ケアが必要な方、強度行動障がい</p> <p>を有する障がい者等の受け入れのための専門的人材の確保・育成を</p> <p>図るとともに、地域資源の開発に取り組みます。</p>
<p>ちいきせいかつしえんきよてんどう 地域生活支援拠点等の充実</p> <p>しゃかいふくしか (社会福祉課)</p>	<p>ちいきせいかつしえんきよてんどう じゅうじつ はか きのう にな じぎやうしよ とうろく すす 地域生活支援拠点等の充実を図るため、機能を担う事業所の登録を進</p> <p>めるとともに、コーディネーターを配置し、関係機関の連携等を進</p> <p>め、効果的な支援体制の構築を目指します。</p>
<p>じぎやうしよ たいしやう 事業所を対象とした研修会の開催</p> <p>しゃかいふくしか (社会福祉課)</p>	<p>しやう ふくし サービス とう しつ こうじやう かん けんしゅう じっし りやうしや 障がい福祉サービス等の質の向上に関する研修を実施し、利用者が</p> <p>安心して利用できる障がい福祉サービスの提供に努めます。</p>
<p>ふくしやうぐとう りやう 福祉用具等の利用支援</p> <p>しゃかいふくしか (社会福祉課)</p>	<p>しんたい けつそん そこ しんたいきのう ほかん だいたい にちじやうせいかつ 身体の欠損または損なわれた身体機能を補完・代替し、日常生活や</p> <p>社会生活の向上を図るために必要な用具の購入や修理に要する費用</p> <p>の一部を負担します。</p> <p>また、障がい者等の日常生活がより円滑に行われるための</p> <p>日常生活用具の給付等を実施します。</p>
<p>なんちやうじほちやうき 難聴児補聴器の購入費助成</p> <p>しゃかいふくしか (社会福祉課)</p>	<p>しんたいしやう しゃてちやう こうふたいしやう けいど ちゅうどう なんちやうじ たい 身体障がい者手帳の交付対象とならない軽度・中度等の難聴児に対</p> <p>し、補聴器購入費用の一部を助成します。</p>
<p>しやうにまんせいとくていしっぺい 小児慢性特定疾病児日常生活用具給付</p> <p>しゃかいふくしか (社会福祉課)</p>	<p>ざいたく しやうにまんせいとくていしっぺいじどう にちじやうせいかつ しえん にちじやうせいかつ 在宅の小児慢性特定疾病児の日常生活を支援するため、日常生活</p> <p>用具の給付を行います。</p>

<p>つうしよしせつこうつうひよせい 通所施設交通費助成 (しゃかいふくしか 社会福祉課)</p>	<p>しょう かくし じぎょうしよ じりつくんれん しゅうろういこうしえん しゅうろうけいぞく 障がい福祉サービス事業所（自立訓練、就労移行支援、就労継続 支援）や地域活動支援センターを利用している方の通所に係る費用を 助成します。</p>
<p>タクシー・バス りょうけん こうふ 利用券の交付 (しゃかいふくしか 社会福祉課)</p>	<p>しな い じゅうしよ ざいたく しょう しゃとう 市内に住所がある在宅の障がい者等に、タクシー・バス料金の一部 を給付することにより、経済的負担を軽減し、社会参加の促進を図り ます。</p>

自立支援給付

■訪問系サービス

- ・ 居宅介護
- ・ 重度訪問介護
- ・ 同行援護
- ・ 行動援護
- ・ 重度障がい者等包括支援

P. 42

■日中活動系サービス

- ・ 生活介護
- ・ 自立訓練（機能訓練）
- ・ 自立訓練（生活訓練）
- ・ 就労選択支援
- ・ 就労移行支援
- ・ 就労継続支援 A 型
- ・ 就労継続支援 B 型
- ・ 就労定着支援
- ・ 療養介護
- ・ 短期入所（福祉型・医療型）

P. 43

■居住系サービス

- ・ 自立生活援助
- ・ 共同生活援助（グループホーム）
- ・ 施設入所支援

P. 47

■相談支援

- ・ 計画相談支援
- ・ 地域移行支援
- ・ 地域定着支援

P. 48

■障がい児通所支援

- ・ 児童発達支援
- ・ 放課後等デイサービス
- ・ 保育所等訪問支援
- ・ 医療型児童発達支援
- ・ 居宅訪問型児童発達支援

P. 49

■障がい児相談支援

- ・ 障がい児相談支援

P. 50

地域生活支援事業

■日常生活支援

- ・ 移動支援事業
- ・ 相談支援事業
- ・ 基幹相談支援センター事業
- ・ 日常生活用具給付事業
- ・ 意思疎通支援事業
- ・ 生活サポート事業
- ・ 訪問入浴サービス事業
- ・ 手話奉仕員養成研修事業
- ・ 理解促進研修・啓発

P. 50

■日中活動支援

- ・ 日中一時支援事業
- ・ 地域活動支援センター事業

P. 53

■権利擁護支援

- ・ 成年後見制度利用支援事業
- ・ 成年後見制度法人後見支援事業

P. 54

■社会参加支援

- ・ 自発的活動支援事業
- ・ 点字・声の広報等発行
- ・ スポーツ・レクリエーション教室の開催

P. 55

■その他

- ・ 自動車免許取得・改造費助成

P. 55

おも とりくみ 《主な取組》 じりつし えんきゆうが 自立支援給付		
ほうもんけい 訪問系サービス	おも ないよう 主要内容	とりくみ 取組
きょたくかいご 居宅介護	ヘルパーが障がい者等の自宅で入浴や排せつ、食事などの介助を行うサービスです。	
じゅうどほうもんかいご 重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護が必要な方に、自宅で入浴や排せつ、食事のなどの介助や外出の移動の補助を行うサービスです。	りようしゃ こうれいか じゅうどか 利用者の高齢化や重度化
どうこうえんご 同行援護	視覚障がいにより、移動が著しく困難な方に、外出に必要な情報の提供や移動の援護を行うサービスです。	により じぎょうりょう ぞうか 事業量は増加する
こうどうえんご 行動援護	知的障がいや精神障がいなどにより行動が困難で常に介護が必要な方に、行動する時に必要な介助や外出時の移動の補助などを行うサービスです。	みこ と見込まれるため、 りようしゃ のニーズに対応し たサービス提供ができる よう体制を確保します。
じゅうどしやう しゃどうほうかつ 重度障がい者等包括 しえん 支援	介護の必要性がとても高い方に、複数の種類のサービスなどをまとめて提供するサービスです。	

<small>おも とりくみ</small> 《主な取組》 <small>じりつしえんきゅうふ</small> 自立支援給付		
<small>にっちゅうかつどうけい</small> 日中活動系 <small>サービス</small>	<small>おも ないよう</small> 主な内容	<small>とりくみ</small> 取組
<small>せいかつかいご</small> 生活介護	<small>つね かいご ひつよう</small> 常に介護を必要とする方に、 <small>かた しせつ にゅうよく</small> 施設で入浴 <small>はい</small> や排せつ、 <small>しょくじ かいご そうさくてきかつどう</small> 食事の介護や創作的活動など <small>きかい ていきょう</small> の機会を提供するサービスです。	<small>りようしゃ げんしょうけいこう</small> 利用者は減少傾向にあ り、アンケート調査のニ <small>ひく</small> ーズも低かったため、 <small>こん</small> 今 <small>ごじぎょうりよう げんしょう</small> 後事業量は減少してい <small>みこ</small> くで見込まれます。 <small>しせつりようしゃ</small> 施設利用者のニーズ等を <small>ふ</small> 踏まえサービス提供体制 <small>かくほ</small> を確保します。
<small>じりつくんれん</small> 自立訓練 <small>きのうくんれん</small> (機能訓練)	<small>しんたいしやう しゃとう しせつ</small> 身体障がい者等に、施設やサービス <small>じぎょうしょ</small> 事業所で、または <small>じたく ほうもん</small> 自宅を訪問して、 <small>りがく</small> 理学 <small>りようほう さぎょうりようほう</small> 療法、作業療法、その他必要なりハビ <small>た ひつよう</small> リテーション、 <small>せいかつとう かん そうだん</small> 生活等に関する相談、 <small>じよげん</small> 助言、その他必要な支援を行うサービス です。 <small>りようきかん げついない</small> 利用期間18か月以内	<small>だいせんしんない じぎょうしょ</small> 大仙市内では事業所がな いため、サービス提供 <small>ていきょう</small> 事業所の新規参入を促進 <small>じぎょうしょ しんきさんにゅう そくしん</small> します。

<small>おも とりくみ</small> 《主な取組》		
<small>じりつしえんきゆうふ</small> 自立支援給付		
<small>にっちゅうかつどうけい</small> 日中活動系 サービス	<small>おも ないよう</small> 主な内容	<small>とりくみ</small> 取組
<small>じりつくんれん</small> 自立訓練 <small>せいかつくんれん</small> (生活訓練)	<p> <small>ちてき せいしんしょう</small> 知的、精神障<small>が</small>い者等に、施設やサービ <small>ス</small>事業所で、または自宅を訪問して、 <small>にゅうよく はい</small> 入浴、排せつ、食事など、自立した <small>にちじょうせいかつ いとな</small> 日常生活を営むために必要な訓練、 <small>せいかつどう かん そうだん じよげん</small> 生活等に関する相談、助言、その他必要 <small>しえん おこな</small> な支援を行うサービスです。 <small>りようきかん げついない ちようきにゅうしよしや ばあい</small> 利用期間24か月以内（長期入所者の場合 <small>げついない</small> は36か月以内） </p>	<p> <small>げんざいりようしや すく</small> 現在利用者は少ないもの の、アンケート調査では <small>りようきぼう おお</small> 利用希望が多かったた <small>じぎょうりよう ぞうか</small> め、事業量は増加してい <small>み こ</small> くと見込んでいます。 <small>ひとり ひとり</small> 一人ひとりの状況に応 <small>じつ たか しえん</small> じた質の高い支援ができ <small>じゅうじしや ししつ</small> るよう、従事者の資質の <small>こうじよう はか</small> 向上を図ります。 </p>
<small>しゅうろうせんたくしえん</small> 就労選択支援	<p> <small>しょう しゃほんにん しゅうろうさき はたら なた</small> 障がい者本人が就労先・働き方につい てより良い選択ができるよう、就労アセ <small>しゅほう かつよう ほんにん</small> スメントの手法を活用して、本人の <small>きぼう しゅうろうのうりよく てきせいどう あ せんたく</small> 希望、就労能力や適性等に合った選択 <small>しえん</small> を支援します。ハローワークはこの支援 <small>う なた たい</small> を受けた方に対して、アセスメント結果 <small>さんこう しょくぎょうしどうとう じっし</small> を参考に職業指導等を実施するサービス です。 </p>	<p> <small>れいわ ねんど あら はじ</small> 令和6年度から新たに始 まるサービスです。 <small>ていきょうじぎょうしよ</small> サービス提供事業所の <small>しんきさんにゆう そくしん</small> 新規参入を促進します。 </p>

おも とりくみ 《主な取組》 じりつしえんきゆうふ 自立支援給付		
にっちゅうかつどうけい 日中活動系 サービス	おも ないよう 主要内容	とりくみ 取組
しゅうろういこうしえん 就労移行支援	<p>いっばんきぎょうどう 一般企業等への しゅうろう きぼう 就労を希望する人に、</p> <p>いっていきかん しゅうろう ひつよう ちしきおよ のうりよく 一定期間、就労に必要な知識及び能力</p> <p>こうじょう の向上のために必要な訓練を行うサービスです。</p> <p>りようきかん ねん 利用期間2年</p>	
しゅうろうけいぞくしえんえーがた 就労継続支援A型	<p>つうじょう じぎょうしょ はたら 通常の事業所で働くことが困難な方</p> <p>こようけいやく しゅうろう きかい に、雇用契約により、就労の機会の</p> <p>ていきよう せいさんかつどう た かつどう きかい 提供や生産活動その他の活動の機会の</p> <p>ていきよう ちしき のうりよく こうじょう 提供、知識や能力の向上のための訓練</p> <p>おこな を行うサービスです。</p>	<p>しゅうろうけい 就労系のサービスについて</p> <p>ねんねんりようしゃ ぞうか では、年々利用者が増加しています。</p> <p>はたら いよく しょう 働く意欲のある障がい</p> <p>しゃどう ひとり おお しゅうろう 者等が一人でも多く就労</p> <p>じぎょうしょ できるよう、事業所や、</p>
しゅうろうけいぞくしえんびーがた 就労継続支援B型	<p>しゅうろういこうしえんじぎょうどう りよう 就労移行支援事業等を利用したが一般</p> <p>きぎょうどう こよう むす 企業等の雇用に結びつかない方や、一定</p> <p>ねんれい たつ かたどう 年齢に達している方等であって、就労の</p> <p>きかい つう せいさんかつどう 機会を通じ、生産活動にかかる知識、</p> <p>のうりよく こうじょう い じ きたい 能力の向上や維持が期待される方への</p> <p>しえん おこな 支援を行うサービスです。</p>	<p>はろーわーくなどと連携</p> <p>はか を図ります。</p> <p>りよう きぼう かた また、利用を希望する方</p> <p>てきせつ りよう ができるよう、</p> <p>ていきょうりよう かくだい 提供量の拡大や、</p> <p>しんきじぎょうさんいゆう そくしん 新規事業参入を促進して</p> <p>いきます。</p>
しゅうろうていちゃくしえん 就労定着支援	<p>せいかつかいご じりつくねん しゅうろういこうしえん 生活介護、自立訓練、就労移行支援、</p> <p>しゅうろうけいぞくしえん りよう つうじょう じぎょうしょ 就労継続支援を利用して通常の事業所</p> <p>あら こよう しょう しゃどう たい に新たに雇用された障がい者等に対し、</p> <p>こよう ともな しょう かくしゅもんだい かん 雇用に伴い生じる各種問題に関する</p> <p>そうだんどう しえん おこな 相談等の支援を行うサービスです。</p>	

おも とりくみ 《主な取組》 じりつし えんきゆうが 自立支援給付		
につちゅうかつどうけい 日中活動系 サービス	おも ないよう 主要内容	とりくみ 取組
りようようかいご 療養介護	<p>いりよう じょうじかいご ひつよう かに おも 医療と常時介護を必要とする方に、主に</p> <p>ひるま びょういんとう きのうくんれん 昼間に病院等において機能訓練、</p> <p>りようようじょう かんり かんご ていきよう サービス上の管理、看護などを提供するサービスです。</p>	<p>りようしゃ げんしょうけいこう 利用者は減少傾向にあ</p> <p>り、アンケート調査のニ</p> <p>ーズも低かったため、今</p> <p>ごじぎょうりよう げんしょう 後事業量は減少してい</p> <p>くと見込まれます。</p> <p>りようしゃ とう ふ 利用者のニーズ等を踏ま</p> <p>えサービス提供体制を</p> <p>かくほ 確保します。</p>
たんきにゅうしょ 短期入所 (福祉型)	<p>じたく かいご ひと びょうき ばあい 自宅で介護する人が病気の場合などに、</p> <p>たんきかん やかん ふく しせつ にゅうよく はい 短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せ</p> <p>つ、食事の介護等を行うサービスです。</p> <p>しょう しえんくぶん くぶん いじょう しょう 障がい支援区分が区分1以上である障</p> <p>がいしゃ こうせいろうどうだいじん さだ くぶん がい者や厚生労働大臣が定める区分にお</p> <p>ける区分1以上に該当する児童が対象で</p> <p>す。</p>	<p>このサービスは、介護者</p> <p>にとってのレスパイト</p> <p>(休息) サービスとして</p> <p>の役割も担っており、</p> <p>かぞく ひつよう 家族にとっても必要なサ</p> <p>ービスと思われます。</p>
たんきにゅうしょ 短期入所 (医療型)	<p>びょういん しんりょうじょ かいごろうじんほけんしせつ 病院、診療所、介護老人保健施設にお</p> <p>いて実施するもので、遷延性意識障がい</p> <p>じ しゃ きんいしゆくせいそくさくこうかしょうとう うんどう 児・者、筋萎縮性側策硬化症等の運動二</p> <p>ューロン疾患の分類に属する疾患を有す</p> <p>ものおよび重症心身障がい児・者等が</p> <p>たいしょう 対象です。</p>	<p>たんきにゅうしょじぎょうしょ せっち 短期入所事業所の設置を</p> <p>そくしん 促進するとともに、需要</p> <p>の伸びが生じた際は、</p> <p>ていきょうりよう かくだい はか 提供量の拡大を図ります。</p>

<small>おも とりくみ</small> 《主な取組》			<small>じりつしえんきゆうふ</small> 自立支援給付		
<small>きよじゆうけい</small> 居住系 サービス	<small>おも ないよう</small> 主な内容	<small>とりくみ</small> 取組			
<small>じりつせいかつえんじよ</small> 自立生活援助	<small>しょう しゃしえんしせつ</small> 障がい者支援施設からひとり暮らしへの <small>いこう きぼう</small> <small>かた</small> <small>いってい きかん</small> 移行を希望する方に、一定の期間にわた <small>ていきてき じたくほうもん ずいじ たいおう</small> り定期的な自宅訪問や随時の対応により <small>にちじょうせいかつ</small> <small>かだい はあく ひつよう</small> 日常生活における課題を把握し、必要 <small>てだす おこな</small> な手助けを行うサービスです。	<small>だいせんしない じぎょうしょ</small> 大仙市内では事業所がな いため、サービス提供 <small>じぎょうしょ しんきさんにゆう そくしん</small> 事業所の新規参入を促進 します。			
<small>きょうどうせいかつえんじよ</small> 共同生活援助 (グループホーム)	<small>やかん きゅうじつ きょうどうせいかつ おこな じゅうきよ</small> 夜間や休日、共同生活を行う住居 <small>そうだん にちじょうせいかつじょう えんじよ おこな</small> で、相談や日常生活上の援助を行うサ ービスです。	<small>ちいきいこうしゃ ぞうか みこ</small> 地域移行者の増加を見込 <small>きぞん かくじゅう</small> み、既存ホームの拡充 <small>しんきじぎょうさんにゆう すす</small> や、新規事業参入を進め ます。			
<small>しせつにゆうしよしえん</small> 施設入所支援	<small>しせつ にゆうしよ かた やかん きゅうじつ</small> 施設に入所する方に、夜間や休日に、 <small>にゅうよく はい しょくじ かいご おこな</small> 入浴、排せつ、食事などの介護を行う サービスです。	<small>しせつにゆうしよしえん</small> 施設入所支援について は、施設入所者が地域に <small>いこう</small> <small>もくひょう</small> 移行していくことを目標 としています。 <small>ちいき いこう</small> <small>う</small> 地域に移行できるよう受 <small>い たいせい せいび すす</small> け入れ体制の整備を進め ます。			

おも とりくみ 《主な取組》 じりつしえんきゆうふ 自立支援給付		
そうだんしえん 相談支援	おも ないよう 主要内容	とりくみ 取組
けいかくそうだんしえん 計画相談支援	しょうがいふくしサービスを利用する時に必要 となる計画案の作成やサービス利用に伴 う相談や事業者等と連絡調整を行うサ ービスです。	
ちいきいこうしえん 地域移行支援	しょうがいしゃしえんしせつせいしんかびょういん にゅういん している方に対し、住まいの確保や、 ちいきせいかつ いこう かつどう かん 地域での生活に移行するための活動に関 する相談、各種福祉サービス事業所への どうこう おこな 同行を行うサービスです。	し かくそうだんしえんじぎょうしょ 市と各相談支援事業所と の連携を密にしながら、 じんそく てきかく そうだんたいおう 迅速・的確な相談対応が できる体制づくりに努め るとともに、そうだんしえんせん 相談支援専 もんいん ししつこうじょう と 門員の資質向上に取り組 んでいきます。
ちいきていちゃくしえん 地域定着支援	じたく たんしん せいかつ かた たい つね 自宅で単身で生活する方などに対し、常 にれんらくたいせい かくほ しょう とうせい 連絡体制を確保し、障がいの特性によ るきんきゅうじたい ousoudan じ 緊急事態における相談や、サービス事 業所との連絡調整などを支援するサー ビスです。	

<small>おも とりくみ</small> 《主な取組》		
<small>じりつしえんきゆうふ</small> 自立支援給付		
<small>しょう じつうしよしえん</small> 障がい児通所支援	<small>おも ないよう</small> 主な内容	<small>とりくみ</small> 取組
<small>じどうはったつしえん</small> 児童発達支援	<small>にちじようせいかつ きほんてき どうさ しどう</small> 日常生活における基本的な動作の指導、 <small>しゅうだんせいかつ てきおうくんれん しえん おこな</small> 集団生活への適応訓練などの支援を行 うサービスです。	<small>しょう じひとり</small> 障がい児一人ひとりの <small>じようきよう おう</small> 状況に応じたサービス
<small>ほうかごとう</small> 放課後等デイサービス	<small>がっこう ようちえんおよ だいがく のぞ しゅうがく</small> 学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学 している障がい児について、授業の <small>しゅうりようご きゅうこうび せいかつのうりよく こうじよう</small> 終了後や休校日に、生活能力の向上の <small>ひつよう くんれん しゃかい こうりゆう そくしん</small> ために必要な訓練、社会との交流の促進 <small>しえん おこな</small> などの支援を行うサービスです。	<small>ていきよう そくしん</small> 提供を促進するととも <small>じゅうどうこう</small> に、需要動向をみなが <small>ていきょうりよう かくだい</small> ら、提供量の拡大や <small>しんきじぎょうさんじゆう そくしん</small> 新規事業参入を促進しま す。
<small>ほいくしよとうほうもんしえん</small> 保育所等訪問支援	<small>ほいくしよ た じどう しゅうだんせいかつ いとな</small> 保育所その他の児童が集団生活を営む <small>しせつどう かよ しょう じ</small> 施設等に通う障がい児について、施設に <small>しょう じいがい じどう しゅうだんせい</small> おける障がい児以外の児童との集団生 <small>かつ てきおう せんもんてき しえん おこな</small> 活への適応のため専門的な支援などを 行うサービスです。	<small>ぼ しほけん いりよう ほいく</small> 母子保健、医療、保育、 <small>きょういくぶんや れんけい はか</small> 教育分野との連携を図り ながらサービス利用に向 <small>しえん おこな</small> けた支援を行います。
<small>いりようがたじどうはったつしえん</small> 医療型児童発達支援	<small>したいかじゆう じどう じどう</small> 肢体不自由のある児童について、児童 <small>はったつしえんおよ ちりょう ひつよう しえん おこな</small> 発達支援及び治療などの必要な支援を行 うサービスです。	<small>だいせんしんない じぎょうしよ</small> 大仙市内では事業所がな いため、サービス提供 <small>じぎょうしよ しんきさんじゆう そくしん</small> 事業所の新規参入を促進 します。
<small>きょたくほうもんがたじどうはったつしえん</small> 居宅訪問型児童発達支援	<small>しょう じつうしよしえん りよう</small> 障がい児通所支援を利用するために <small>がいしゅつ いちじる こんなん しょう</small> 外出することが著しく困難な障がい <small>じ きょたく ほうもん はったつしえん おこな</small> 児の居宅を訪問して発達支援を行 うサービスです。	

<small>おも とりくみ</small> 《主な取組》 自立支援給付		
<small>しょう</small> 障がい児相談支援	<small>おも ないよう</small> 主な内容	<small>とりくみ</small> 取組
<small>しょう</small> 障がい児相談支援	<small>しょう</small> 障がい児の心身の状況や環境、障がい児又は保護者のサービス利用の意向、利用する障がい児通所支援の種類及び内容などを定めた計画を作成し、その計画に沿った相談支援を行うサービスです。	<small>し</small> 市と各相談支援事業所との連携を密にしながら、迅速・的確な相談対応ができる体制づくりに努めるとともに、相談支援専門員の資質向上に取り組んでいきます。
<small>おも とりくみ</small> 《主な取組》 地域生活支援事業		
<small>にちじょうせい</small> 日常生活支援	<small>おも ないよう</small> 主な内容	<small>とりくみ</small> 取組
<small>いどうしえんじぎょう</small> 移動支援事業	<small>かんこうちょう きんゆうきかん</small> 官公庁や金融機関での手続き、公的行事への参加、生活必需品の買い物など、外出の際に支援が必要であると認められる方に支援を行います。	<small>サービス</small> サービスを利用者ニーズに応じて適切に行うため、一人ひとりの状況に応じた質の高い支援ができるよう、従事者の資質の向上を図ります。
<small>そうだんしえんじぎょう</small> 相談支援事業	<small>せんもんてき ちしき ゆう</small> 専門的な知識を有する相談支援専門員が、相談に応じ、必要な情報や、権利擁護のために必要な援助を行います。	<small>し</small> 市と各相談支援事業所との連携を密にしながら、迅速・的確な相談対応ができる体制づくりに努めるとともに、地域における相談支援の中核的な役割を担う、基幹相談支援センターの機能強化に努めます。
<small>きかんそうだんしえん</small> 基幹相談支援 センター事業	<small>そうごうてき せんもんてき しょうだんしえん</small> 総合的・専門的な相談支援の実施や、地域の相談支援事業者間の連絡調整、関係機関の連携支援を行います。 また、地域の相談支援事業者の人材育成を行います。	<small>し</small> 市と各相談支援事業所との連携を密にしながら、迅速・的確な相談対応ができる体制づくりに努めるとともに、地域における相談支援の中核的な役割を担う、基幹相談支援センターの機能強化に努めます。

にちじょうせいかつしえん
日常生活支援

おも ないよう
主要内容

とりくみ
取組

しょう しゃ なんびょうかんじゃ かた にちじょうせいかつ
障がい者や難病患者の方の日常生活の

りべん はか にちじょうせいかつようぐ きゅうふ
利便を図るため、日常生活用具を給付す

る事業です。

きゅうふないよう
給付内容

・ 介護訓練支援用具

(とくしゆしんだい とくしゆ
特殊寝台、特殊マットなど)

・ 自立生活支援用具

(にゅうよくほじょようぐ ちょうかくしょう しゃよう
入浴補助用具、聴覚障がい者用

おくないしんごうそうち
屋内信号装置など)

・ 在宅療養等支援用具

(でんきしき きゅういんき もうじんようたいおんけい
電気式たん吸引器、盲人用体温計な
ど)

・ 情報・意思疎通支援用具

(てんじき じんこうこうとう
点字器、人工喉頭など)

・ 排せつ管理支援用具

(ストマ用装具など)

・ 居宅生活動作補助用具

(て と つ しょうきほ じゅうたく
手すりの取り付けなどの小規模な住宅

かいしゅう おこな さい ひよう いちぶじよせい
改修を行う際の費用の一部助成)

にちじょうせいかつようぐきゅうふじぎょう
日常生活用具給付事業

しょう しゃとう じょうきよう おう
障がい者等の状況に応

じた しきゅうきゅう つと
じた支給に努めるとと

もに、きゅうふないよう かん
もに、給付内容に関し、

しょう しゃとう
障がい者等のニーズを

はんえい あら しょうぐ
反映させ、新たな用具の

きゅうふとう つと
給付等に努めます。

<small>おも とりくみ</small> 《主な取組》			<small>ちいきせいかつしえんじぎょう</small> 地域生活支援事業		
<small>にちじょうせいかつしえん</small> 日常生活支援	<small>おも ないよう</small> 主な内容	<small>とりくみ</small> 取組			
<small>いしそつうしえんじぎょう</small> 意思疎通支援事業	<small>ちょうかく げんご おんせいきのう た</small> <small>ししょう</small> 聴覚、言語・音声機能その他の障がい <small>いしそつう はか</small> <small>ししょう</small> のため、意思疎通を図ることに支障があ <small>かた しゅわつうやくしゃ ようやくひつきしゃ はけん</small> る方に、手話通訳者や要約筆記者を派遣 するサービスです。	<small>し</small> <small>しゅわつうやくしゃ めい</small> 市では、手話通訳者1名 <small>せつち まどぐちとう</small> を設置し、窓口等での <small>たいおう おこな</small> 対応を行っています。 <small>けん かんけいきかん はけん</small> 県や関係機関、派遣 <small>とうろくしゃ きょうりよく え</small> 登録者の協力を得なが <small>ちょうかくとう ししょう</small> ら聴覚等に障がいがあ <small>かた いしそつうしえん と</small> る方の意思疎通支援に取 り組んでいきます。			
<small>せいかつ じぎょう</small> 生活サポート事業	<small>ししょう ふくし</small> <small>ひがいたう かた</small> <small>つき</small> 障がい福祉サービスが非該当の方に、月 <small>じかんい ない ひつよう か じしえん おこな</small> 50時間以内で必要な家事支援を行うサ ービスです。	<small>りようしゃ いこう</small> サービス利用者の意向を <small>ふ ていきょうたいせい かくほ</small> 踏まえ提供体制の確保を <small>はか</small> 図っていきます。			
<small>ほうもんにゆうよく じぎょう</small> 訪問入浴サービス事業	<small>にゆうよくしゃ じたく ほうもん にゆうよくかいご おこな</small> 入浴車が自宅を訪問して入浴介護を行 うサービスです。	<small>りようしゃ いこう</small> サービス利用者の意向を <small>ふ ていきょうたいせい かくほ</small> 踏まえ提供体制の確保を <small>はか</small> 図っていきます。			
<small>しゅわほうしいんようせいけんしゅうじぎょう</small> 手話奉仕員養成研修事業	<small>いしそつう はか</small> <small>ししょう</small> <small>かた</small> 意思疎通を図ることに支障がある方が <small>じりつ にちじょうせいかつまた しゃかいせいかつ いとな</small> 自立した日常生活又は社会生活を営 <small>む</small> <small>にちじょうてき かいわ</small> むことができるよう、日常的な会話がで <small>ていど しゅわほうしいん ようせい おこな じぎょう</small> きる程度の手話奉仕員の養成を行う事業 です。	<small>しゅわほうしいん ねんかん めい</small> 手話奉仕員を年間18名 <small>ようせい もくひょう</small> 養成することを目標とし ます。			

<small>おも とりくみ</small> 《主な取組》 <small>ちいきせいかつしえんじぎょう</small> 地域生活支援事業		
<small>にちじょうせいかつしえん</small> 日常生活支援	<small>おも ないよう</small> 主な内容	<small>とりくみ</small> 取組
<small>りかいそくしんけんしゅう けいはつじぎょう</small> 理解促進研修・啓発事業 <small>さいけい</small> 【再掲】	<small>しょう しゃとう ちいせいかつおよ しゃかいせいかつ</small> 障がい者等が、日常生活及び社会生活 <small>いとな しょう しゃかいてきしょうへき</small> を営むうえで生じる「社会的障壁」を <small>じよきよ しょう しゃとう りかい ふか</small> 除去するため、障がい者等の理解を深め <small>けんしゅう けいはつ つう ちいき じゅうみん</small> るため研修・啓発を通じて地域の住民 <small>かた はたら じぎょう</small> の方への働きかけをする事業です。	<small>し こうほう</small> 市の広報・ホームページ <small>とう かつよう しょう しゃ</small> 等を活用し、障がい者 <small>しゅうかん あ しみん</small> 週間などに合わせ、市民 <small>けいはつかつどう おこな</small> への啓発活動を行います。 また、 <small>しょう しゃとう たい</small> 障がい者等に対する <small>りかい ふか</small> 理解を深めるため、普 <small>きゅうけいはつ</small> 及啓発パンフレットを <small>さくせい しゅうち ほか</small> 作成し周知を図ります。
<small>にっちゅうかつどうしえん</small> 日中活動支援	<small>おも ないよう</small> 主な内容	<small>とりくみ</small> 取組
<small>にっちゅういちじしえんじぎょう</small> 日中一時支援事業	<small>かぞく しゅうろうしえん にちじょうかいご かぞく</small> 家族の就労支援や日常介護している家族 <small>ふたんけいげん はか もくてき</small> の負担軽減を図ることを目的として、 <small>にっちゅう かいご かた ばあい</small> 日中において介護する方がいない場合、 <small>いちじてき みまも とう しえん</small> 一時的に見守り等の支援をします。	<small>じつしじぎょうしょ ていきょうたいせい</small> 実施事業所の提供体制の <small>かくほ はか</small> 確保を図るとともに、 <small>じゅう の ばあい</small> 需要が伸びた場合は、 <small>ていきょうりょう かくだい しんき</small> 提供量の拡大や、新規 <small>じぎょうさん にゅう そくしん</small> 事業参入を促進します。
<small>ちいきかつどうしえん</small> 地域活動支援センタ <small>じぎょう</small> 一事業	<small>そうさくてきかつどう せいさんかつどう ちいきしゃかい</small> 創作的活動・生産活動・地域社会との <small>こうりゅうそくしん きかい ていきょう</small> 交流促進などの機会を提供します。	<small>りようしゃ かにてき かつどう</small> 利用者が快適に活動でき <small>しせつせいび つと</small> るよう、施設整備に努め ます。

<small>おも とりくみ</small> 《主な取組》		
<small>ちいきせいかつしえんじぎょう</small> 地域生活支援事業		
<small>けんりようごしえん</small> 権利擁護支援	<small>おも ないよう</small> 主な内容	<small>とりくみ</small> 取組
<small>せいねんこうけんせいどとりようしえん</small> 成年後見制度利用支援 <small>じぎょう</small> 事業	<small>せいねんこうけんせいど ほんだんのうりよく ふじゅうぶん かた</small> 成年後見制度は、判断能力が不十分な方 <small>りよう さい ひつよう けいやく</small> が、サービス利用の際に必要な契約 <small>ほうりつこうい にちじょうてき きんせん しはら</small> などの法律行為や、日常的な金銭の支払 <small>せいねんこうけんしんとう ほんにん か</small> いなどを、「成年後見人等」が本人に代わ <small>おこな せいど</small> って行う制度です。 <small>し ていしよとくしゃ かていさいばんしよ</small> 市では、低所得者が家庭裁判所に <small>せいねんこうけんとう もう た さい ひよう じよせい</small> 成年後見等を申し立てる際の費用を助成 <small>せいねんこうけんせいど りよう しえん</small> するなど、成年後見制度の利用を支援し ています。	<small>じぎょう しゅうち はか</small> 事業について周知を図る <small>せいどりよう</small> とともに、制度利用につ <small>てきせつ しえん おこな</small> いて適切な支援を行います。
<small>せいねんこうけんせいどほうじんこうけん</small> 成年後見制度法人後見 <small>しえんじぎょう</small> 支援事業	<small>せいねんこうけんせいど こうけんとう ぎょうむ</small> 成年後見制度における後見等の業務を <small>てきせつ おこな ほうじん かくほ</small> 適切に行うことができる法人を確保でき <small>たいせい せいび しみんこうけんしん</small> る体制を整備するとともに、市民後見人 <small>かつよう かく ほうじんこうけん かつどう しえん</small> の活用も含めた法人後見の活動を支援し ます。	<small>こうけんとう ぎょうむ てきせつ おこな</small> 後見等の業務を適切に行 <small>ほうじん いく</small> うことができる法人の育 <small>せい つと</small> 成に努めます。

おも とりくみ 《主な取組》 ちいきせいかつしえんじぎょう 地域生活支援事業		
しゃかいさんかしてん 社会参加支援	おも ないよう 主要内容	とりくみ 取組
じはつてきかつどうしえんじぎょう 自発的活動支援事業	しょう しゃとう かぞく ちいきじゅうみんどう 障がい者等やその家族、地域住民等が ちいき じはつてき おこな かつどう しえん 地域において自発的に 行う活動を支援し ます。	しょう がい しゃとう かぞく 障がい者等やその家族が たが なや きょうゆう 互いの悩みを共有し、 じょうほうこうかん こうりゅう 情報交換できる交流 かつどう しえん 活動を支援します。
こゑ こうほう てんじこうほう はつ 声の広報、点字広報の発 行 さいけい 【再掲】	し こうほうし しかくしょう しゃとう 市の広報紙について、視覚障がい者等に たい こゑ こうほう てんじこうほう じょうほうていきょう 対し、声の広報や点字広報で情報提供 をおこな を行います。	しせい ないよう てきせつ つた 市政の内容が適切に伝わ るよう事業を実施しま す。
スポーツ・レクリエーシ ョン教室の開催	スポーツ・レクリエーション活動を通じ て、しょう しゃとう たいりよくぞうきょう こうりゅう 障がい者等の体力増強、交流、 よかとどう し かくしゆ 余暇等に資するため、各種スポーツ・レ クリエーション教室やしょう しゃ 障がい者スポー ツ大会を開催し、しょう しゃ 障がい者スポーツに触 れる機会を提供します。	しょう しゃだんたい かいさい 障がい者団体が開催す る、グランドゴルフ大会 やけい スポーツ教室を支援 します。
た その他	おも ないよう 主要内容	とりくみ 取組
じどうしゃうんてんめんきよしゆとく 自動車運転免許取得・ かいぞうひじよせい 改造費助成	しんたいしょう しゃとう しゅうろう つうがくおよ つういん 身体障がい者等の就労、通学及び通院 とう ともな ひつよう かつつじどうしゃめんきよ 等に 伴い必要となる普通自動車免許の しゆとく じどうしゃかいぞう よう ひよう いちが 取得や、自動車改造に要する費用の一部 じよせい を助成することにより、しゃかいさんか そくしん 社会参加の促進 をはか を図ります。	うんてんめんきよしゆとくおよ じどうしゃ 運転免許取得及び自動車 かいぞう よう ひよう のぶん 改造に要した費用の3分 の2（最大10万円）を じよせい 助成します。

げんじょう かだい
《現状・課題》

- ・障がい者等が地域社会において安心して生活をおくるためには、身体や心の健康を保つことが大切であり、必要な時に医療、リハビリテーション等を受けられる環境や、不安や悩みを一人で抱え込まず相談できる環境が必要です。
また、障がいや疾病を予防するとともに、早期に発見し、適切な治療や支援につなげることが重要です。
- ・本市では、疾病、障がい等の予防や早期発見を図るための各種健診事業の推進や地域で高度医療を受けることができる医療環境の整備を進めています。
- ・相談体制については、子育て支援に関する総合的な相談窓口の設置や心とからだに関する相談窓口を整備し、メンタルヘルスの向上に努めています。
- ・本市では、保健・医療等の向上に努めていますが、障がい児に関する医療体制や、早期療育支援体制については、不足している状況のため、医療機関や障がい福祉サービス事業所とも連携し、体制整備を図っていく必要があります。

しさをく ほうこう
《施策の方向》

（1）相談支援体制の充実

- ・妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない子育て支援を提供する総合的相談機関を設置し、安心安全に子育てができるよう支援するとともに、こころの健康の維持・増進のため専門的知識を有する相談員を配置し、相談支援体制の充実を図ります。

（2）健康づくりの充実

- ・障がいの原因ともなる生活習慣病の予防や早期発見のための各種健診事業や健康づくり事業などの実施により、市民の心身の健康保持と意識の向上を図ります。

（3）地域医療体制の充実

- ・地域の中核病院である大曲厚生医療センターの救急医療体制の強化と医療機器の整備の充実を図るとともに、輪番制による救急医療体制確保を図ります。

おも とりくみ
《主な取組》

<p>母子健康教育・健康 相談 (健康増進 センター)</p>	<p>妊産婦・乳幼児に、個別的または集団的に保健指導を実施し、健全な健康の保持増進を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎乳幼児健康教育、妊産婦健康教育 ◎離乳食教室 ◎パパママ教室 ◎プレネイタル・ビジット事業 (小児科医による育児相談室) ◎乳幼児健康相談 ◎妊婦健康相談 ◎産後ケア事業 ◎5歳児相談会 ◎産前産後サポート事業
<p>ほっとスペース (臨床心理士による カウンセリング 事業) (健康増進 センター)</p>	<p>こころの健康の維持・増進のため、専門的知識を有する相談員によるカウンセリングを実施し、早期の問題解決の支援を行います。</p>
<p>保健師によるこころ の健康相談 (健康増進 センター)</p>	<p>健康問題や経済問題等の相談に対し、保健師が相談に応じ、早期に問題解決できるよう支援を行います。</p>
<p>健康づくりの啓発と 推進 (健康増進 センター)</p>	<p>広報紙やホームページ等を通じて、健康づくりに関する情報を発信し、市民の健康づくりに対する意識の向上を図ります。</p>
<p>健康診査・各種検診 事業の実施 (健康増進 センター)</p>	<p>特定健診・後期高齢者健診、各種がん検診について、受診を促進し、疾病の早期発見、早期治療につなげます。</p>
<p>地域医療の充実 (健康増進 センター)</p>	<p>保健・医療・福祉のサービスが一体的に受けられる体制を整備し、市民の利便性を図ります。</p>

施策分野7 障がい児の育成支援・教育の推進

《現状・課題》

- ・障がい児の支援については、保健、医療、保育、教育、就労支援等とも連携を図った上で、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を提供する体制の構築を図ることが重要です。
- ・本市においても、障がい児の受け入れ体制の整備や、障がい児通所支援等の専門的な支援の確保など、関係機関と連携し、それぞれの障がいの状況に応じた適切な療育及び教育が受けられるよう整備を進めています。
- ・アンケート調査においては、「今後の進学・進路選択で迷っている」「療育・教育に関する情報が少ない」が多くなっています。利用出来る制度やサービスについて周知が図られていない等の声もありました。
- ・こうした状況から、様々な課題に対して対応できるよう相談体制を充実するほか、必要な保育環境や教育環境が選択できるよう体制整備を進めて行く必要があります。

し さ く ほうこう
《施策の方向》

(1) しょうがいじのうけいれたいせいせいび
障がい児の受け入れ体制の整備

- しょうがいじが、ちいきのこどもえん、ほいくえん、つうえんへ通園できるよう、うけいれたいせいせいびや、にちじょうせいかつしえんするためのほいくしえんいんかはいを加配します。

(2) ふくしきょういくれんけいすいしん
福祉と教育の連携推進

- がっこうしょうがいじつうしよしえんじぎょうしよどうれんけいきょうかこべつきょういくしえんけいかくかつようによるきめめしえんめざによる切れ目ない支援を目指します。

(3) きょういくかんきょうせいび
教育環境の整備

- しょうがいじがそれぞれのしょうがいにおうじてまなぶことができるよう、しょうがいはいりよがっこうしせつせいびかすす学校施設の整備やバリアフリー化を進めます。

おも とりくみ
《主な取組》

<p>ほいくしえんいんせつちじぎょう 保育支援員設置事業 (子ども支援課)</p>	<p>にんていこどもえんほいくじよにゆうしよしょうがいじにちじょうせいかつしえん 認定こども園・保育所に入所する障がい児の日常生活を支援するた め、ほいくしえんいんはいちを配置します。</p>
<p>ほいくとう 保育アドバイザー等 による支援 (子ども支援課)</p>	<p>ほいくほいくしへじよげんかていそうだんいんほごしゃ 保育アドバイザーによる保育士への助言や、家庭相談員による保護者の そうだんたいしえんおこなしょうだんじょうきょうおうてきせつりょういく 相談に対するアドバイスをを行い、障がいの状況に応じた適切な療育 を受けられるようにします。</p>
<p>りょういくたいせいせいび 療育体制の整備 (社会福祉課)</p>	<p>みちかちいきてきせつりょういくうちいきりょういくたいせいせいび 身近な地域で適切な療育が受けられるよう、地域の療育体制の整備を はか 図ります。</p>
<p>しょうがいじほうかご 障がい児の放課後 支援 (子ども支援課、 社会福祉課)</p>	<p>ほうかごじどうういほうかごとうじぎょうじっし 放課後児童クラブでの受け入れや、放課後等デイサービス事業の実施に よりしょうがいじほうかごしえん より障がい児の放課後を支援します。</p>
<p>がっこうせいかつしえんいんとう 学校生活支援員等の 配置 (教育指導課)</p>	<p>がっこうせいかつうえしえんおこなじどうせいとざいせきしょう 学校生活をおくる上での支援を行うため、児童生徒が在籍する小・ ちゅうがっこうがっこうせいかつしえんいんはいちこどもがあんしんまなぶようがっこう 中学校に学校生活支援員を配置し、子どもが安心して学べるよう学校 せいかつしえん 生活を支援します。</p>

おも とりくみ
《主な取組》

<p>しゅうがくしどう そろだん 就学指導・相談の じゅうじつ きょういくしどうか 充実（教育指導課）</p>	<p>しゅうがくまえ かんけいきかん れんけい はか しゅうがく たい そろだんかつどう じっし 就学前に関係機関と連携を図り、就学に対する相談活動を実施しま す。</p>
<p>ほけん いりょう ふくし 保健、医療、福祉、 きょういくきかん れんけい 教育機関の連携 （健康増進センタ 一、子ども支援課、 教育指導課、社会福 祉課）</p>	<p>かんけいきかん れんけい へんか たいおう き め 関係機関が連携し、ライフステージの変化に対応した切れ目のない 支援が受けられるよう体制を整備します。</p>
<p>しょう りかい こころ 障がい理解（心の バリアフリー）学習 （教育指導課）</p>	<p>しょう りかい きょういく かく さまざま たいけんかつどう どうとく とくべつかつどう 障がい理解教育を核とした様々な体験活動に、道徳、特別活動、 各教科等の学習をリンクさせ、生徒の心を育む教育活動を展開し ます。</p>
<p>とくべつしえんがっこう 特別支援学校との こうりゅう 交流 （教育指導課）</p>	<p>がっこうぎょうじ きょうかどう がくしゅう とち さんか とくべつしえんがっこう じどう せいと 学校行事や教科等の学習に共に参加して、特別支援学校の児童・生徒 と積極的に交流を実施します。</p>
<p>がっこうせつ せいび 学校施設の整備 （施設管理課）</p>	<p>スロープやトイレの改造、エレベーターの設置など、障がい児を受け 入れるための施設整備を行います。</p>

げんじょう かだい
《現状・課題》

- ・障がい者等が地域で自立した生活をおくる上で、就労は経済的生活基盤を確保するとともに、生きがいづくりなど重要な役割を持っています。
- ・働く意欲のある人に対して、その能力と適正に応じた就労の場が確保されるよう支援するとともに、就労定着に向け、職場内での障がいへの理解促進に取り組む必要があります。
- ・本市では、障がい者等の一般就労を進めるため、関連機関と連携を図り、職業訓練や職場体験などの場や機会の提供を促進しています。
- ・また、市内の企業・事業所に対し、障がい者雇用への理解を促すための啓発活動を行っています。
- ・障がい者等に対するアンケート調査においては、「障がいの程度にあった仕事であること」「雇う側や同僚が障がいを理解してくれること」「働く時間や日数を調整できること」などの意見が多くなっています。
- ・今後は、障がいの状況に応じて勤務できるよう就労の場の開拓を図るとともに、福祉的就労の場の拡大に努めます。

し さ く ほうこう
《施策の方向》

し ゅ う ろ う き かい て い き よ う
(1) 就労機会の提供

- ・就労移行支援事業により一般就労に向けた支援を行うとともに、就労継続支援事業の実施により、福祉的就労の場を提供します。

し ゅ う が い しゃ し ゅ う ろ う し せ つ と う て い き よ う ぶ っ ぴ ん ゆ う せ ん ち ク う た つ
(2) 障がい者就労施設等の提供する物品・サービスの優先調達

- ・障がい者就労施設等からの物品及び役務の調達を総合的かつ計画的に推進し、作業工賃の向上に向けた取組を進めます。

け い ざ い て き じ り つ し え ん
(3) 経済的自立の支援

- ・各種手当等の支給や医療費の助成により、経済的自立を支援します。

おも とりくみ
《主な取組》

<p>雇用に関する周知・ 啓発 (社会福祉課)</p>	<p>市内の企業・事業所に対し障がいへの理解や障がいの特性等について周知を図り、職場定着や障がい者等の雇用拡大に向けた取組を実施します。</p>
<p>就労継続支援事業の 実施 (社会福祉課)</p>	<p>一般就労が困難な方のために、福祉的な就労の場の確保を支援します。</p>
<p>物品等の優先調達 (全庁)</p>	<p>障がい者就労施設等からの物品等の調達について、担当窓口を設置し実績向上を図るため有益な情報提供を行い、継続的かつ安定的な調達を全庁で推進します。</p>
<p>各種手当の支給 (子ども支援課、 社会福祉課)</p>	<p>◎特別障害者手当の支給 重度の障がいのため、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅の方に支給される手当です。</p> <p>◎障害児福祉手当 重度の障がいのため、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳未満の児童に支給される手当です。</p> <p>◎特別児童扶養手当 身体または精神に障がいのある20歳未満の児童を養育している方に支給される手当です。</p>

おも とりくみ
《主な取組》

<p>いりょうひ じよせい 医療費の助成 (しゃかいふくしか 社会福祉課)</p>	<p>せいしんつういんいりょう ◎精神通院医療</p> <p>していりょうきかん せいしんしつかん けいぞくてき つういんちりょう おこな ばあい 指定医療機関において、精神疾患の継続的な通院治療を行う場合 に、医療費の一部を負担します。</p> <p>こうせいりりょう ◎更生医療</p> <p>しんたいしょうがいしやてちょう こうふ さいいじょう かた しょう ていど 身体障害者手帳を交付された18歳以上の方が、障がいの程度を かる するためにひつよう いりょう していりょうきかん う ばあい いりょうひ 軽くするために必要な医療を指定医療機関で受ける場合に、医療費 の一部を助成します。</p> <p>いくせいりりょう ◎育成医療</p> <p>しんたい しょう じどうとう しょう じよきよ けいげん しゅじゅつ 身体に障がいのある児童等が、障がいの除去・軽減のための手術 とう していりょうきかん う ばあい いりょうひ いちぶ じよせい 等を指定医療機関で受ける場合に、医療費の一部を助成します。</p>
<p>じんこうとうせきつういんひ じよ 人工透析通院費の助 せい 成 (しゃかいふくしか 社会福祉課)</p>	<p>じんぞうきのう しょう かた じんこうとうせき う つういん しょう 腎臓機能に障がいのある方が、人工透析を受けるために通院に要した こうつうひ いちぶ じよせい 交通費の一部を助成します。</p>

げんじょう かだい
《現状・課題》

- ・ 障がい者等が地域において鑑賞、創造、発表等の多様な文化芸術活動に参加することは、障がい者等の生活と社会を豊かにするとともに、自立と社会参加の促進につながります。障がいの有無にかかわらず、文化芸術活動を行うことのできる環境づくりに取り組む必要があります。
- また、障がい者等が地域において、スポーツに親しむことのできる施設の整備を進めるとともに、障がい者等のニーズに応じたスポーツに関する人材の養成及び活用等の推進等の取組を行い、環境づくりに努める必要があります。
- ・ 本市では、県の芸術・文化祭への出展や、障がい者スポーツ大会へ積極的に参加できるよう支援を行っています。
- ・ 今後も障がい者等の社会参加促進ため、文化芸術やスポーツ活動などへ積極的に参加できるよう支援していきます。

し さ く ほうこう
《施策の方向》

(1) 障がい者等の文化芸術活動の推進

- ・ 障がい者等の生活と社会を豊かにするため、多様な文化芸術活動への参加を推進します。

(2) 障がい者等のスポーツ活動の推進

- ・ 障がい者スポーツに親しめる機会を作るとともに、障がい者スポーツの一層の普及に努めます。

(3) 社会参加の促進

- ・ 障がい者等の社会参加を促進するため、環境整備を進めるとともに、参加する機会を創出します。

おも とりくみ
《主な取組》

<p>げいじゆつ ぶんかさい 芸術・文化祭への さんか 参加 (しゃかいふくしか 社会福祉課)</p>	<p>しょう しゃとう ぶん かげいじゆつかつどう さんか きかい そうしゆつ 障がい者等の文化芸術活動に参加する機会を創出します。</p>
<p>ぐらんどごるふたいかい 大会 かいさい の開催 (しゃかいふくしか 社会福祉課)</p>	<p>しょう しゃとう だんたい たいかい かいさい たいりよくいじ 障がい者等の団体によるグランドゴルフ大会を開催し、体力維持・ こうじょう はか ちいきしゃかい こうりゆう うなが 向上を図るとともに、地域社会との交流を促します。</p>
<p>けい きょうしつ かい 軽スポーツ教室の開 さい 催 (しゃかいふくしか 社会福祉課)</p>	<p>しょう しゃとう おう きょうしつ かいさい きがる 障がい者等のニーズに応じてスポーツ教室を開催し、気軽にスポー ツを楽しむことができる環境をつくれます。</p>
<p>ちいきこうりゆうてんじかい かい 地域交流展示会の開 さい 催 (しゃかいふくしか 社会福祉課)</p>	<p>しな い しえんがっこう いりようきかん しょう ふくし じぎょうしょ かつどう 市内の支援学校、医療機関、障がい福祉サービス事業所などの活動 しょうかい しょう も かたがた せいさく びじゆつこうげいさくひん てんじ 紹介と、障がいを持つ方々が制作した美術工芸作品などを展示しま す。</p>



第6章 障がい福祉サービス等及び

障がい児通所支援の提供体制の確保に係る目標

1 第7期大仙市障がい福祉計画、

第3期大仙市障がい児福祉計画の成果目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	目標値
地域生活への移行者数	
令和8年度末時点で令和4年度末施設入所者数 203人から3%以上移行する。	7人
令和11年度末時点で令和7年度末施設入所者見込数 200人から3%以上移行する。	6人
施設入所者の削減数	
令和8年度末までに令和4年度末時点の施設入所者数 203人から1.6%以上削減する。	4人
令和11年度末までに令和7年度末時点の施設入所者見込数 200人から1.6%以上削減する。	4人

※国の基本指針

地域移行者数：「令和4年度末の施設入所者数の6%以上移行する」ことを基本第6期分の未達成分も加味する。

施設入所者数：「令和4年度末の施設入所者数の5%以上削減する」ことを基本第6期分の未達成分も加味する。

本市では実績等を踏まえ、第6期計画と同様に地域生活の移行者数については3%以上移行する、施設入所者の削減数については1.6%以上削減することを目標とします。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

こ う 項 目	も く 目 標 値
ほけん いりょうおよ ふくしかんけいしゃ きょうぎ ば かいさいかいすう 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	
だいせんし ちいきじりつしえんきょうぎかい ちいきせいかつしえんがかい きょうぎ ば 大仙市地域自立支援協議会地域生活支援部会を協議の場とする。	ねんかん かい 年間2回
ほけん いりょうおよ ふくしかんけいしゃ きょうぎ ば かんけいしゃ さんかしゃすう 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	
ほけん いりょう せいしんか せいしんかいがい いりょうきかんべつ ふくし かいご どうじ 保健、医療（精神科、精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事 者、家族等の各機関から1名以上参加	ねんかん にん 年間20人
ほけん いりょうおよ ふくしかんけいしゃ きょうぎ ば もくひょうせつていおよ ひょうか じっしかいすう 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	
ねんかん じっしかいすう 1年間の実施回数	かい 2回
せいしんしょう しゃ ちいきいこうしえん りようしゃすう 精神障がい者の地域移行支援の利用者数	
れいわ ねんどもつ りようしゃすう 令和8年度末の利用者数	にん 1人
れいわ ねんどもつ りようしゃすう 令和11年度末の利用者数	にん 1人
せいしんしょう しゃ ちいきていちゃくしえん りようしゃすう 精神障がい者の地域定着支援の利用者数	
れいわ ねんどもつ りようしゃすう 令和8年度末の利用者数	にん 2人
れいわ ねんどもつ りようしゃすう 令和11年度末の利用者数	にん 2人
せいしんしょう しゃ きょうどうせいかつえんじよ りようしゃすう 精神障がい者の共同生活援助の利用者数	
れいわ ねんどもつ りようしゃすう 令和8年度末の利用者数	にん 71人
れいわ ねんどもつ りようしゃすう 令和11年度末の利用者数	にん 98人
せいしんしょう しゃ じりつせいかつえんじよ りようしゃすう 精神障がい者の自立生活援助の利用者数	
れいわ ねんどもつ りようしゃすう 令和8年度末の利用者数	にん 1人
れいわ ねんどもつ りようしゃすう 令和11年度末の利用者数	にん 1人
せいしんしょう しゃ じりつくんれん せいかつくんれん 精神障がい者の自立訓練（生活訓練）	
れいわ ねんどもつ りようしゃすう 令和8年度末の利用者数	にん 3人
れいわ ねんどもつ りようしゃすう 令和11年度末の利用者数	にん 1人

(3) ちいきせいかつしえん じゅうじつ 地域生活支援の充実

こゝ 項	もく 目	もくひょうち 目標値
ちいきせいかつしえんきよてんとう せっちかしよすう 地域生活支援拠点等の設置箇所数		
	めんできせいびがた せいびすみ 「面的整備型」整備済	15 箇所
	れいわ ねん どもつ とうろくかしよすう 令和8年度末の登録箇所数	15 箇所
	れいわ ねん どもつ とうろくかしよすう 令和11年度末の登録箇所数	15 箇所
	れいわ ねん どもつ 令和8年度末までにコーディネーターの配置	1 人
	れいわ ねん どもつ 令和11年度末までにコーディネーターの配置	2 人
うんようじょうきょう けんしやう けんとう じっしかいすう 運用状況の検証および検討の実施回数		
	だいせんし ちいきじりつしえんきやうぎかい 大仙市地域自立支援協議会において検証・検討	ねんかん かい 年間3回
きやうどうこうどうしやう ゆう もの しえんたいせい じゅうじつ 強度行動障がい有する者への支援体制の充実		
	しえん はあく 支援ニーズの把握	ねんかん かい 年間1回
	せんもんてきじんざい いくせい 専門的人材の育成	かくじぎやうしよ にんいじやう 各事業所1人以上
	れいわ ねん どもつけんしゅうしゅうりやうしや 令和8年度末研修修了者	かくじぎやうしよ にんいじやう 各事業所1人以上
	せんもんてきじんざい いくせい 専門的人材の育成	かくじぎやうしよ にんいじやう 各事業所1人以上
	れいわ ねん どもつけんしゅうしゅうりやうしや 令和11年度末研修修了者	かくじぎやうしよ にんいじやう 各事業所1人以上
	ちいきしげん かいほつ 地域資源の開発	3 か所以上
	れいわ ねん どもつう い じぎやうしよ 令和8年度末受け入れ事業所	3 か所以上
	ちいきしげん かいほつ 地域資源の開発	3 か所以上
	れいわ ねん どもつう い じぎやうしよ 令和11年度末受け入れ事業所	3 か所以上

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

こ う 項 目	も く ひ よ う ち 目 標 値
<p>就労移行支援事業等の利用を経て一般就労に移行する者の数</p>	
<p>令和8年度中に令和3年度実績4人の1.28倍以上</p>	<p>10人</p>
<p>うち、就労移行支援事業利用者については、令和3年度移行実績4人の1.31倍以上</p>	<p>6人</p>
<p>うち、就労継続支援A型事業利用者については、令和3年度移行実績0人の概ね1.29倍以上</p>	<p>1人</p>
<p>うち、就労継続支援B型事業利用者については、令和3年度移行実績2人の概ね1.28倍以上</p>	<p>3人</p>
<p>令和11年度中に令和6年度実績見込み4人の1.28倍以上</p>	<p>11人</p>
<p>うち、就労移行支援事業利用者については、令和6年度移行実績見込み4人の1.31倍以上</p>	<p>6人</p>
<p>うち、就労継続支援A型事業利用者については、令和6年度移行実績見込み1人の概ね1.29倍以上</p>	<p>2人</p>
<p>うち、就労継続支援B型事業利用者については、令和6年度移行実績見込み2人の概ね1.28倍以上</p>	<p>3人</p>
<p>一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所</p>	
<p>令和8年度末において就労移行支援事業所2事業所のうち移行率5割以上</p>	<p>1事業所</p>
<p>令和11年度末において就労移行支援事業所2事業所のうち移行率5割以上</p>	<p>1事業所</p>

しゅうろうていちゃくしえんじぎょう りようしゃすう
就 労 定 着 支 援 事 業 の 利 用 者 数

れいわ ねんどまつ りようしゃすうがれいわ ねんどまつじっせき にん 令和8年度末の利用者数が令和3年度末実績8人の1.41倍以上	12人
れいわ ねんどまつ りようしゃすうがれいわ ねんどまつじっせき みこ にん 令和11年度末の利用者数が令和6年度末実績見込み10人の 1.41倍以上	15人

しゅうろうていちゃくりつ わりいじょう しゅうろうていちゃくしえんじぎょうしよ わりあい
就 労 定 着 率 が 7 割 以 上 と な る 就 労 定 着 支 援 事 業 所 の 割 合

れいわ ねんどまつ しゅうろうていちゃくしえんじぎょうしよ 令和8年度末において就 労 定 着 支 援 事 業 所 の う ち 、 就 労 定 着 率 が わりいじょう じぎょうしよ 7割以上の事業所	じぎょうしよ 1事業所 (100%)
れいわ ねんどまつ しゅうろうていちゃくしえんじぎょうしよ 令和11年度末において就 労 定 着 支 援 事 業 所 の う ち 、 就 労 定 着 率 がわりいじょう じぎょうしよ 7割以上の事業所	じぎょうしよ 1事業所 (100%)

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

こ 項 目	もくひょうち 目標値
児童発達支援センターの設置数	
令和8年度末までに、児童発達支援センターと同等の機能を有する体制を確保する。	1か所以上
令和11年度末までに、児童発達支援センターと同等の機能を有する体制を確保する。	1か所以上
障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築	
令和8年度末までに地域の障がい児通所支援事業所等による保育所等訪問支援等を活用し推進体制を構築	推進体制の構築
令和11年度末までに地域の障がい児通所支援事業所等による保育所等訪問支援等を活用し推進体制を構築	推進体制の構築
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等の確保	
令和8年度末までに重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所	各1か所以上
令和11年度末までに重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所	各1か所以上
医療的ケア児の支援	
医療的ケア児支援のため大仙市地域自立支援協議会児童支援部会を協議の場とし協議を実施	年間2回
令和8年度末の医療的ケア児等支援のためのコーディネーターの配置人数	1人以上
令和11年度末の医療的ケア児等支援のためのコーディネーターの配置人数	1人以上

(6) 相談支援体制の充実・強化等

項目	目標値
基幹相談支援センターの設置等	
地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを設置	設置済
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保	
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	10件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	12件
地域の相談支援機関との連携強化の取組の実施回数	7回
協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等	
地域自立支援協議会を地域サービス基盤の開発・改善等についての取組を行う協議体とする。	実施体制を確保

(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための

取組に係る体制の構築

項目	目標値
サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築	
サービスの質の向上を図るため県が実施する研修等への参加者数	5人

1 自立支援給付

(1) 訪問系サービス

サービス種類	たんい 単位	じっせき 実績		みこ だい きけいかく 見込み (第7期計画)					
		れいわ ねんど 令和4年度 (2022)	れいわ ねんど 令和5年度 (2023)	れいわ ねんど 令和6年度 (2024)	れいわ ねんど 令和7年度 (2025)	れいわ ねんど 令和8年度 (2026)	れいわ ねんど 令和9年度 (2027)	れいわ ねんど 令和10年度 (2028)	れいわ ねんど 令和11年度 (2029)
きょたくかいご 居宅介護	じかん つき 時間/月	1,476	1,540	1,526	1,553	1,580	1,607	1,635	1,664
	じつにん つき 実人/月	74	75	76	78	79	80	82	83
	じぎょうしよすう 事業所数	7	7	7	7	7	7	7	7
じゅうどうほうもんかいご 重度訪問介護	じかん つき 時間/月	0	0	400	400	400	400	400	400
	じつにん つき 実人/月	0	0	2	2	2	2	2	2
	じぎょうしよすう 事業所数	6	6	6	6	6	6	6	6
どうこうえんご 同行援護	じかん つき 時間/月	38	35	42	42	42	42	42	42
	じつにん つき 実人/月	6	7	7	7	7	7	7	7
	じぎょうしよすう 事業所数	3	3	3	3	3	3	3	3
こうどうえんご 行動援護	じかん つき 時間/月	0	0	18	18	18	18	18	18
	じつにん つき 実人/月	0	0	2	2	2	2	2	2
	じぎょうしよすう 事業所数	1	1	1	1	1	1	1	1
じゅうどうしやうがいしやどう 重度障がい者等 ほうかつしえん 包括支援	じかん つき 時間/月	0	0	0	0	0	0	0	0
	じつにん つき 実人/月	0	0	0	0	0	0	0	0
	じぎょうしよすう 事業所数	0	0	0	0	0	0	0	0

にっちゅうかつどうけい
(2) 日中活動系サービス

サービス種類	たんい 単位	じっせき 実績		みこ だい きけいかく 見込み (第7期計画)					
		れいわ ねんど 令和4年度 (2022)	れいわ ねんど 令和5年度 (2023)	れいわ ねんど 令和6年度 (2024)	れいわ ねんど 令和7年度 (2025)	れいわ ねんど 令和8年度 (2026)	れいわ ねんど 令和9年度 (2027)	れいわ ねんど 令和10年度 (2028)	れいわ ねんど 令和11年度 (2029)
せいかつかいご 生活介護	にんにち つき 人日/月	6,089	6,280	5,850	5,832	5,815	5,797	5,779	5,762
	じつにん つき 実人/月	324	326	325	324	323	322	321	320
	じぎょうしよすう 事業所数	7	7	7	7	7	7	7	7
	ていいん 定員	200	200	200	200	200	200	200	200
じりつくんれん 自立訓練 きのうくんれん (機能訓練)	にんにち つき 人日/月	0	0	18	18	18	18	18	18
	じつにん つき 実人/月	0	0	1	1	1	1	1	1
	じぎょうしよすう 事業所数	0	0	0	0	0	0	0	0
じりつくんれん 自立訓練 せいかつかいご (生活訓練)	にんにち つき 人日/月	125	84	135	180	180	180	180	180
	じつにん つき 実人/月	16	11	9	12	12	12	12	12
	じぎょうしよすう 事業所数	1	2	2	2	2	2	2	2
	ていいん 定員	6	12	12	12	12	12	12	12

- ※単位について ●時間/月：1か月の延べ利用時間 ●事業所数：市内に所在する事業所数
 ●人日/月：1か月の延べ利用日数 ●定員：市内に所在する事業所の定員
 ●実人/月：1か月の実利用者数
- ※実績について 令和4(2022)年度は実績、令和5(2023)年度は実績見込み

にっちゅうかつどうけい
(2) 日中活動系サービス

サービス種類	たんい 単位	じっせき 実績		みこ だい きけいかく 見込み (第7期計画)					
		れいわ ねんど 令和4年度	れいわ ねんど 令和5年度	れいわ ねんど 令和6年度	れいわ ねんど 令和7年度	れいわ ねんど 令和8年度	れいわ ねんど 令和9年度	れいわ ねんど 令和10年度	れいわ ねんど 令和11年度
		(2022)	(2023)	(2024)	(2025)	(2026)	(2027)	(2028)	(2029)
しゅうろうせんたくしえん 就労選択支援	じつにん つき 実人/月	—	—	0	20	9	10	10	11
	じぎょうしよすう 事業所数	—	—	0	1	1	1	1	1
しゅうろういこうしえん 就労移行支援	にんにち つき 人日/月	101	148	140	182	210	224	238	252
	じつにん つき 実人/月	7	9	10	13	15	16	17	18
	じぎょうしよすう 事業所数	3	2	2	2	2	2	2	2
	ていいん 定員	18	12	12	12	12	12	12	12
しゅうろうけいぞくしえん 就労継続支援 A型	にんにち つき 人日/月	319	381	557	750	750	750	750	750
	じつにん つき 実人/月	18	23	31	42	42	42	42	42
	じぎょうしよすう 事業所数	2	2	2	2	2	2	2	2
	ていいん 定員	30	30	30	30	30	30	30	30
しゅうろうけいぞくしえん 就労継続支援 B型	にんにち つき 人日/月	3,404	3,447	3,495	3,648	3,808	3,974	4,148	4,330
	じつにん つき 実人/月	195	197	206	215	224	234	244	255
	じぎょうしよすう 事業所数	6	6	6	6	6	6	6	6
	ていいん 定員	134	134	134	134	134	134	134	134
しゅうろうていちゃくしえん 就労定着支援	じつにん つき 実人/月	5	5	10	11	12	13	14	15
	じぎょうしよすう 事業所数	1	1	1	1	1	1	1	1
りょうようかいご 療養介護	じつにん つき 実人/月	23	24	25	26	28	29	30	32
	じぎょうしよすう 事業所数	0	0	0	0	0	0	0	0
たんきにゅうしよ 短期入所 (福祉型)	にんにち つき 人日/月	111	127	131	153	179	210	245	287
	じつにん つき 実人/月	14	16	19	22	26	30	35	41
	じぎょうしよすう 事業所数	6	6	6	6	6	6	6	6
	ていいん 定員	10	10	10	10	10	10	10	10
たんきにゅうしよ 短期入所 (医療型)	にんにち つき 人日/月	1	1	5	5	5	5	5	5
	じつにん つき 実人/月	1	1	1	1	1	1	1	1
	じぎょうしよすう 事業所数	0	0	0	0	0	0	0	0

きよじゅうけい
(3) 居住系サービス

サービス種類 しゅるい	たんい 単位	じっせき 実績		みこ だい きけいかく 見込み (第7期計画)					
		れいわ ねんど 令和4年度 (2022)	れいわ ねんど 令和5年度 (2023)	れいわ ねんど 令和6年度 (2024)	れいわ ねんど 令和7年度 (2025)	れいわ ねんど 令和8年度 (2026)	れいわ ねんど 令和9年度 (2027)	れいわ ねんど 令和10年度 (2028)	れいわ ねんど 令和11年度 (2029)
じりつせいかつえんじよ 自立生活援助	じつにん つき 実人/月	0	0	1	1	1	1	1	1
	じぎょうしよすう 事業所数	0	0	0	0	0	0	0	0
きょうどうせいかつえんじよ 共同生活援助	じつにん つき 実人/月	103	106	114	122	131	140	151	162
	じぎょうしよすう 事業所数	5	5	5	5	5	5	5	5
	ていいん 定員	57	57	57	57	57	57	57	57
しせつにゆうしよしえん 施設入所支援	じつにん つき 実人/月	203	202	201	200	199	198	196	195
	じぎょうしよすう 事業所数	2	2	2	2	2	2	2	2
	ていいん 定員	110	110	110	110	110	110	110	110

そうだんしえん
(4) 相談支援

サービス種類 しゅるい	たんい 単位	じっせき 実績		みこ だい きけいかく 見込み (第7期計画)					
		れいわ ねんど 令和4年度 (2022)	れいわ ねんど 令和5年度 (2023)	れいわ ねんど 令和6年度 (2024)	れいわ ねんど 令和7年度 (2025)	れいわ ねんど 令和8年度 (2026)	れいわ ねんど 令和9年度 (2027)	れいわ ねんど 令和10年度 (2028)	れいわ ねんど 令和11年度 (2029)
けいかくそうだんしえん 計画相談支援	じつにん つき 実人/月	167	176	184	193	202	212	222	233
	じぎょうしよすう 事業所数	8	8	8	8	8	8	8	8
ちいきいこうしえん 地域移行支援	じつにん つき 実人/月	0	0	2	2	2	2	2	2
	じぎょうしよすう 事業所数	1	1	1	1	1	1	1	1
ちいきていちゃくしえん 地域定着支援	じつにん つき 実人/月	0	0	5	5	5	5	5	5
	じぎょうしよすう 事業所数	1	1	1	1	1	1	1	1

(5) しょう じつうしよしえん 障がい児通所支援

サービス種類	たんい 単位	じっせき 実績		みこ だい きけいかく 見込み (第3期計画)					
		れいわ ねんど 令和4年度 (2022)	れいわ ねんど 令和5年度 (2023)	れいわ ねんど 令和6年度 (2024)	れいわ ねんど 令和7年度 (2025)	れいわ ねんど 令和8年度 (2026)	れいわ ねんど 令和9年度 (2027)	れいわ ねんど 令和10年度 (2028)	れいわ ねんど 令和11年度 (2029)
じどうはったつしえん 児童発達支援	にんにち つき 人日/月	102	156	146	161	177	195	214	236
	じつにん つき 実人/月	29	32	36	40	44	48	53	59
	じぎょうしよすう 事業所数	4	4	4	4	4	4	4	4
	ていいん 定員	40	40	40	40	40	40	40	40
ほうかごとう 放課後等デイ サービス	にんにち つき 人日/月	1,480	1,590	1,649	1,743	1,842	1,947	2,057	2,174
	じつにん つき 実人/月	123	130	137	145	153	162	171	181
	じぎょうしよすう 事業所数	7	7	7	7	7	7	7	7
	ていいん 定員	70	70	70	70	70	70	70	70
ほいくしよとうほうもんし 保育所等訪問支 援	にんにち つき 人日/月	1	1	2	2	2	2	2	2
	じつにん つき 実人/月	1	2	2	2	2	2	2	2
	じぎょうしよすう 事業所数	1	1	1	1	1	1	1	1
きょたくほうもんがたじどう 居宅訪問型児童 はったつしえん 発達支援	にんにち つき 人日/月	0	0	5	5	5	5	5	5
	じつにん つき 実人/月	0	0	1	1	1	1	1	1
	じぎょうしよすう 事業所数	0	0	0	0	0	0	0	0

※令和6年度より児童発達支援と医療型児童発達支援が一本化される。

(6) しょう じそうだんしえん 障がい児相談支援

サービス種類	たんい 単位	じっせき 実績		みこ だい きけいかく 見込み (第3期計画)					
		れいわ ねんど 令和4年度 (2022)	れいわ ねんど 令和5年度 (2023)	れいわ ねんど 令和6年度 (2024)	れいわ ねんど 令和7年度 (2025)	れいわ ねんど 令和8年度 (2026)	れいわ ねんど 令和9年度 (2027)	れいわ ねんど 令和10年度 (2028)	れいわ ねんど 令和11年度 (2029)
しょう じそうだん 障がい児相談 支援	じつにん つき 実人/月	38	43	47	52	58	64	70	78
	じぎょうしよすう 事業所数	5	5	6	6	6	6	6	6

2 ちいきせいかつしえんじぎょう 地域生活支援事業

サービス種類	たんい 単位	じっせき 実績		みこ だい き だい きけいかく 見込み (第7期、第3期計画)					
		れいわ ねんど 令和4年度	れいわ ねんど 令和5年度	れいわ ねんど 令和6年度	れいわ ねんど 令和7年度	れいわ ねんど 令和8年度	れいわ ねんど 令和9年度	れいわ ねんど 令和10年度	れいわ ねんど 令和11年度
		(2022)	(2023)	(2024)	(2025)	(2026)	(2027)	(2028)	(2029)
いどうしえんじぎょう 移動支援事業	じかん ねん 時間/年	62	108	63	83	109	109	109	109
	じつにん ねん 実人/年	4	3	4	5	7	7	7	7
そうだんしえんじぎょう 相談支援事業	けんすう ねん 件数/年	1351	1366	1,485	1,614	1,754	1,754	1,754	1,754
	じっしつかしよ 実施箇所	4	4	4	4	4	4	4	4
にちじょうせいかつようぐ 日常生活用具 きゅうふじぎょう 給付事業	けんすう ねん 件数/年	2253	2332	2326	2320	2313	2307	2301	2295
いしそつうしえんじ 意思疎通支援事 ぎょう 業	けんすう ねん 件数/年	268	340	340	339	339	338	338	337
	じつにん ねん 実人/年	22	20	22	22	22	22	22	22
せいかつ 生活サポート じぎょう 事業	じかん ねん 時間/年	0	0	50	50	50	50	50	50
	じつにん ねん 実人/年	0	0	1	1	1	1	1	1
ほうもんにゆうよく 訪問入浴サービ じぎょう ス事業	けんすう ねん 件数/年	542	577	612	688	774	870	979	1,101
	じつにん ねん 実人/年	8	8	9	10	11	13	14	16
しゅわほうしんようせい 手話奉仕員養成 けんしゅうじぎょう 研修事業	けんすう ねん 件数/年	18	0	18	18	18	18	18	18
	けんすう ねん 件数/年	783	1,168	786	745	706	669	634	600
にっちゅういちじしえん 日中一時支援 じぎょう 事業	けんすう ねん 件数/年	783	1,168	786	745	706	669	634	600
	じつにん ねん 実人/年	83	83	79	75	71	67	63	60
ちいきかつどうしえん 地域活動支援 じぎょう センター事業	にんにち つき 人日/月	188	177	192	192	192	200	200	200
	じつにん つき 実人/月	24	24	24	24	24	25	25	25
せいねんこうけんせいど 成年後見制度 りょうしえんじぎょう 利用支援事業	けんすう ねん 件数/年	0	0	1	1	1	2	2	2

※たんいについて ●じかん ねん ねんかんの りようじかん
●時間/年：年間の延べ利用時間

●けんすう ねん ねんかんの りようけんすう
●件数/年：年間の延べ利用件数

●じつにん ねん ねんかんの じつりようしゃすう
●実人/年：年間の実利用者数

●にんにち つき げつ の りようしゃすう
●人日/月：1か月の延べ利用者数

●じつにん つき げつ じつりようしゃすう
●実人/月：1か月の実利用者数

●じっしつかしよ しんない しよざい じぎょうしよすう
●実施箇所：市内に所在する事業所数

※じっせきについて れいわ ねんど じっせき れいわ ねんど じっせき みこ
令和4 (2022) 年度は実績、令和5 (2023) 年度は実績見込み

1 大仙市福祉関係計画等審議委員会条例

平成19年3月26日

条例第32号

改正 平成20年6月27日条例第51号

平成25年6月24日条例第29号

平成26年3月19日条例第17号^こ

(設置)

第1条 市が策定する福祉に係る計画等について審議等を行わせるため、大仙市福祉関係計画等審議委員会（以下「審議委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 審議委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる計画等について審議し、答申するものとする。

- (1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項の規定に基づく老人福祉計画
- (2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づく障害者計画
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項の規定に基づく障害福祉計画
- (4) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条第1項の規定に基づく行動計画
- (5) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく地域福祉計画
- (6) 子どもの育成支援に関する条例

2 審議委員会は、前項各号に掲げる計画等について意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議委員会は、委員35人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 保健・医療・福祉関係者
- (2) 教育関係者
- (3) 地域協議会委員等住民の代表者
- (4) 関係団体・ボランティア等の代表者
- (5) 学識経験のある者
- (6) 行政機関関係者
- (7) その他市長が必要と認めた者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第4条 審議委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、審議委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 審議委員会の事務局は、健康福祉部社会福祉課内に置く。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議委員会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

おこな
(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第5条第1項の規定にかかわらず、第1回の会議は、市長が招集する。

(大仙市障害者計画等策定審議会条例の廃止)

3 大仙市障害者計画等策定審議会条例(平成18年大仙市条例第63号)は、廃止する。

(大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年大仙市条例第47号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成20年6月27日条例第51号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年6月24日条例第29号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正)

2 大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償等に関する条例(平成17年大仙市条例第47号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成26年3月19日条例第17号)抄

この条例は、公布の日から施行する。

2 大仙市福祉関係計画等審議委員会条例施行規則

平成19年3月26日

規則第16号

改正 平成22年4月1日規則第28号

平成23年4月1日規則第21号

平成24年4月1日規則第11号

平成25年6月24日規則第35号

平成28年4月1日規則第42号

(趣旨)

第1条 この規則は、大仙市福祉関係計画等審議委員会条例（平成19年大仙市条例第32号）第7条の規定に基づき、大仙市福祉関係計画等審議委員会（以下「審議委員会」という。）の適正な運営を図るために必要な事項を定めるものとする。

(部会)

第2条 審議委員会に、その所掌事項の調査及び審議を行わせるため、次の部会を置く。

- (1) 高齢部会
- (2) 障害部会
- (3) 児童部会
- (4) 地域福祉部会

2 部会は、審議委員会の委員で組織する。

3 部会に所属する委員は、審議委員会委員長が指名する。

(部会長等)

第3条 部会に部会長を置き、当該部会委員の互選によりこれを定める。

2 部会長は、部会を総理する。

3 部会長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ部会長が指定する部会委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 部会の会議は、部会長が招集する。

2 部会長は、部会の会議の議長となる。

(庶務)

第5条 部会の庶務は、次に掲げる課において処理する。

- (1) 高齢部会 健康福祉部地域包括支援センター
- (2) 障害部会 健康福祉部社会福祉課
- (3) 児童部会 健康福祉部子ども支援課
- (4) 地域福祉部会 健康福祉部社会福祉課

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年4月1日規則第28号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年4月1日規則第21号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年4月1日規則第11号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年6月24日規則第35号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(大仙市行政組織規則の一部改正)

2 大仙市行政組織規則(平成17年大仙市規則第3号)の一部を次のように改める。

[次のよう] 略

附 則 (平成28年4月1日規則第42号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

3 大仙市福祉関係計画等審議委員会 委員

(敬称略)

所属団体等	職名	氏名	備考
大曲仙北医師会	副会長	木村靖和	委員長
大曲仙北歯科医師会	会長	畠山桂郎	副委員長
秋田県薬剤師会大曲仙北支部	幹事	川久保憲	
大仙市社会福祉協議会	会長	佐藤力	
大仙市民生児童委員協議会	会長	石田常盤	
社会福祉法人 県南ふくし会 こもれびの杜	施設長	内村子畝	
社会福祉法人 水交会	理事長	檜尾正義	
大曲仙北地域密着型 介護事業者連絡会	理事・事務局次長	小松利光	
大曲仙北老人福祉施設連絡協議会	会長	佐藤義勝	
社会福祉法人 大空大仙 園長会	会長	佐々木友絵	
県南地区介護支援専門員協会	会長	小原秀和	
NPO法人障がい者自立生活センター・ほっと大仙	理事長	奈良克久	
NPO法人まることびおら	代表理事	挽野実之	
南外小学校	校長	宮野勝	
大曲地域協議会	委員	細井陽子	
神岡地域協議会	委員	工藤容子	
大仙市ボランティア連絡協議会	会長	大信田孝文	
大仙市身体障害者福祉協会	会長	太田雄介	
大仙市老人クラブ連合会	会長	冨樫俊悦	
ふれあい家族会	副会長	今野利久藏	
大仙市手をつなぐ育成会	会長	高橋正吉	
大曲公共職業安定所	所長	佐藤務	
仙北地域振興局福祉環境部	次長	工藤央	
大曲支援学校	校長	鎌田誠	
市立大曲病院	院長	大谷和生	

4 大仙市福祉関係計画等審議委員会 障がい部会委員

(敬称略)

所属団体等	職名	氏名	備考
社会福祉法人 水交会	理事長	檜尾正義	部会長
NPO法人障がい者自立生活センター・ほっと大仙	理事長	奈良克久	職務代理
秋田県薬剤師会大曲仙北支部	幹事	川久保憲	
南外小学校	校長	宮野勝	
大仙市ボランティア連絡協議会	会長	大信田孝文	
大仙市身体障害者福祉協会	会長	太田雄介	
ふれあい家族会	副会長	今野利久藏	
大仙市手をつなぐ育成会	会長	高橋正吉	
大曲公共職業安定所	所長	佐藤務	
仙北地域振興局福祉環境部	次長	工藤央	
大曲支援学校	校長	鎌田誠	
市立大曲病院	院長	大谷和生	